

資料 1

泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想

(素案)

令和 6 (2024) 年 12 月 25 日時点版

泉 南 市

泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想 (素案)

目 次

I.	岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想について	1
1.	岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
2.	バリアフリー法の基本的枠組み	3
3.	岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想の位置づけ	4
II.	基本理念と基本方針、目標年次	5
1.	基本理念と基本方針	5
2.	目標年次	5
III.	重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定	6
1.	重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路とは	6
2.	重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定	8
IV.	地区の現状と課題	11
1.	まち歩き点検・意見交換会による現状と課題の把握	11
2.	住民アンケートによる現状と課題の把握	13
3.	地区の課題	27
V.	岡田浦駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	28
1.	事業の方針	28
2.	バリアフリー化のための事業	29
VI.	今後の取組み	38
1.	基本構想の進行管理・管理体制	38
2.	バリアフリー化の更なる拡充に向けた取組み	39
	参考資料	43
1.	泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員名簿	43
2.	泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則	44
3.	泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経過	46
4.	心のバリアフリーの輪を広げよう	47

I. 岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想について

1. 岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の背景と目的

我が国では、総人口の減少と高齢化の進行する中、高齢者や障害者、妊産婦、子供連れ、外国人も含めたあらゆる人が社会活動を営むことができる社会を実現するための環境の整備が求められています。

平成 6（1994）年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という。）が施行、平成 12（2000）年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、「交通バリアフリー法」という。）が施行され、平成 15（2003）年 3 月に「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。その後、平成 18（2006）年にはこの 2 つの法律が一体となり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行され、平成 25（2013）年 3 月に「泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想」及び「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。

その後、平成 30（2018）年にはこのバリアフリー法も改正され、新たな理念規定として、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を明確に位置づけるとともに、国及び国民の責務として高齢者、障害者等に対する支援が「心のバリアフリー」の重要なポイントとして明記されました。さらに令和 2（2020）年の改正では「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等、ソフト対策の取組み推進のほか、公立小中学校のバリアフリー整備が義務化されました。

バリアフリー基本構想は、既存の施設のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（「生活関連施設」）を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。面的・一体的なバリアフリー化を図ることにより、高齢者や障害者、妊産婦等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。

このような社会的背景を踏まえつつ、大規模商業施設や公園が近接して立地し、「泉南市立小中学校再編計画」に基づく（仮称）西信達義務教育学校の建設検討が進められている岡田浦駅周辺地区において、「お互いが自然と助けあえ誰もが暮らしやすいまちづくり」を進めていくため、泉南市における 4 地区目の基本構想として「泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想」（以下、「本基本構想」とする。）を策定するものです。



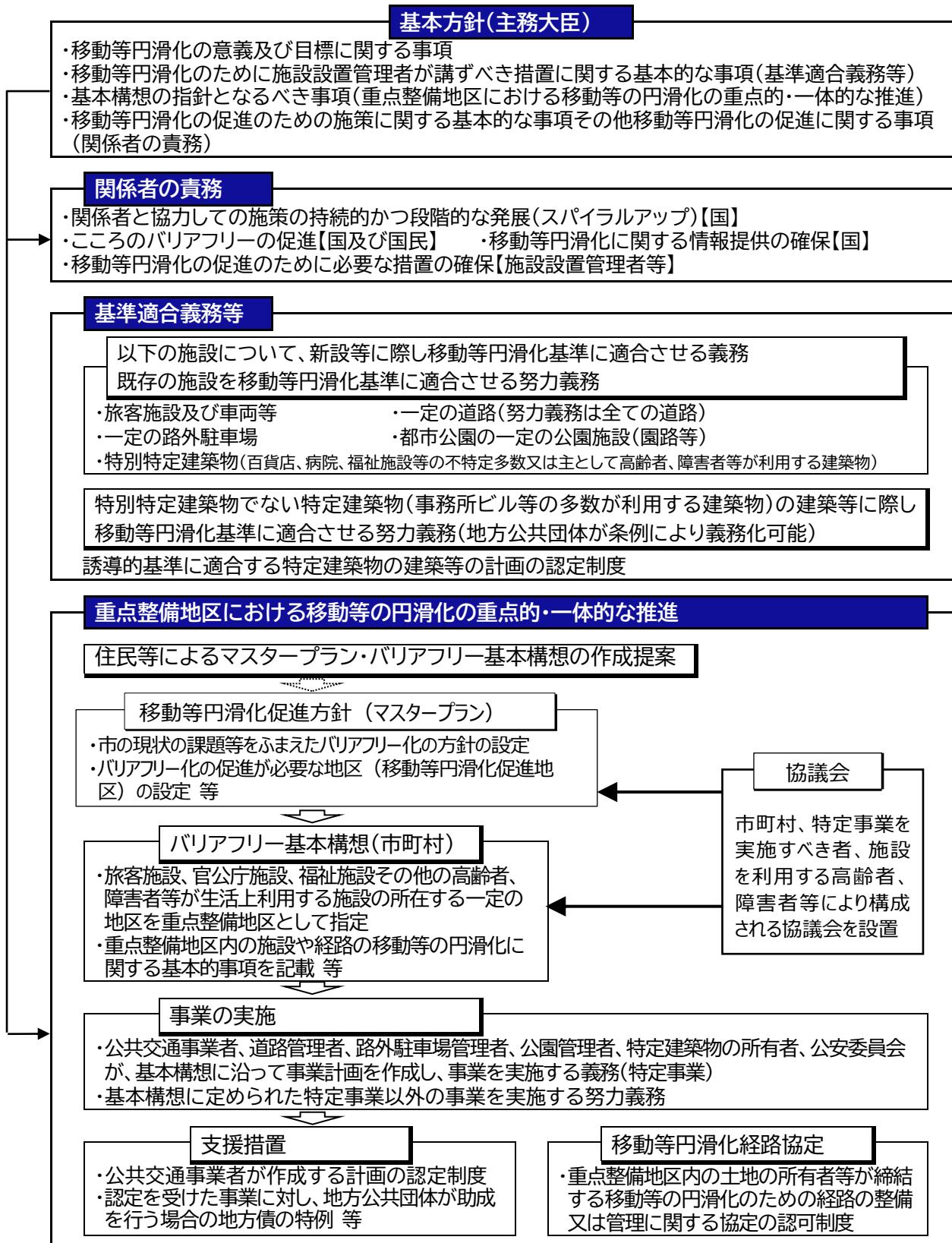
【バリアフリー関連の法改正とこれまでの泉南市における基本構想策定状況】

年度	法令	泉南市
平成 6 年度	<u>ハートビル法 施行</u> 建築物のバリアフリー化を促進するための法律	
平成 12 年度	<u>交通バリアフリー法 施行</u> 駅等の旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律	
平成 14 年度		「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定
平成 18 年度	<u>バリアフリー法 施行</u> 建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を促進するための法律 <u>障害者自立支援法 施行</u>	
平成 23 年度	<u>改正障害者基本法 施行</u>	
平成 24 年度		「泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想」「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定
平成 25 年度	<u>障害者総合支援法 施行</u>	
平成 28 年度	<u>障害者差別解消法 施行</u>	
平成 30 年度	<u>改正バリアフリー法 施行</u> (※平成 30 年（一部平成 31 年）施行) 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を基本理念とし、更なるバリアフリー化を推進するために改正	
令和 2 年度	<u>改正バリアフリー法 施行</u> (※令和 3 年（一部令和 2 年）施行) 公共交通事業者等における <u>ソフト対策の強化</u> や <u>心のバリアフリーを推進</u> するために改正	
令和 3 年度	<u>改正バリアフリー法 施行</u> 公立小中学校等を特別特定建築物に追加	
令和 4 年度 (令和 5 年度)	<u>道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改定</u> 踏切道での <u>安全対策</u> を追加（踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックの設置方法等）	
令和 6 年度	<u>改正障害者差別解消法 施行</u> 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化	「泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定

2. バリアフリー法の基本的枠組み

バリアフリー法では、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化促進方針（マスター・プラン）やバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとされています。

【バリアフリー法の基本的枠組み】



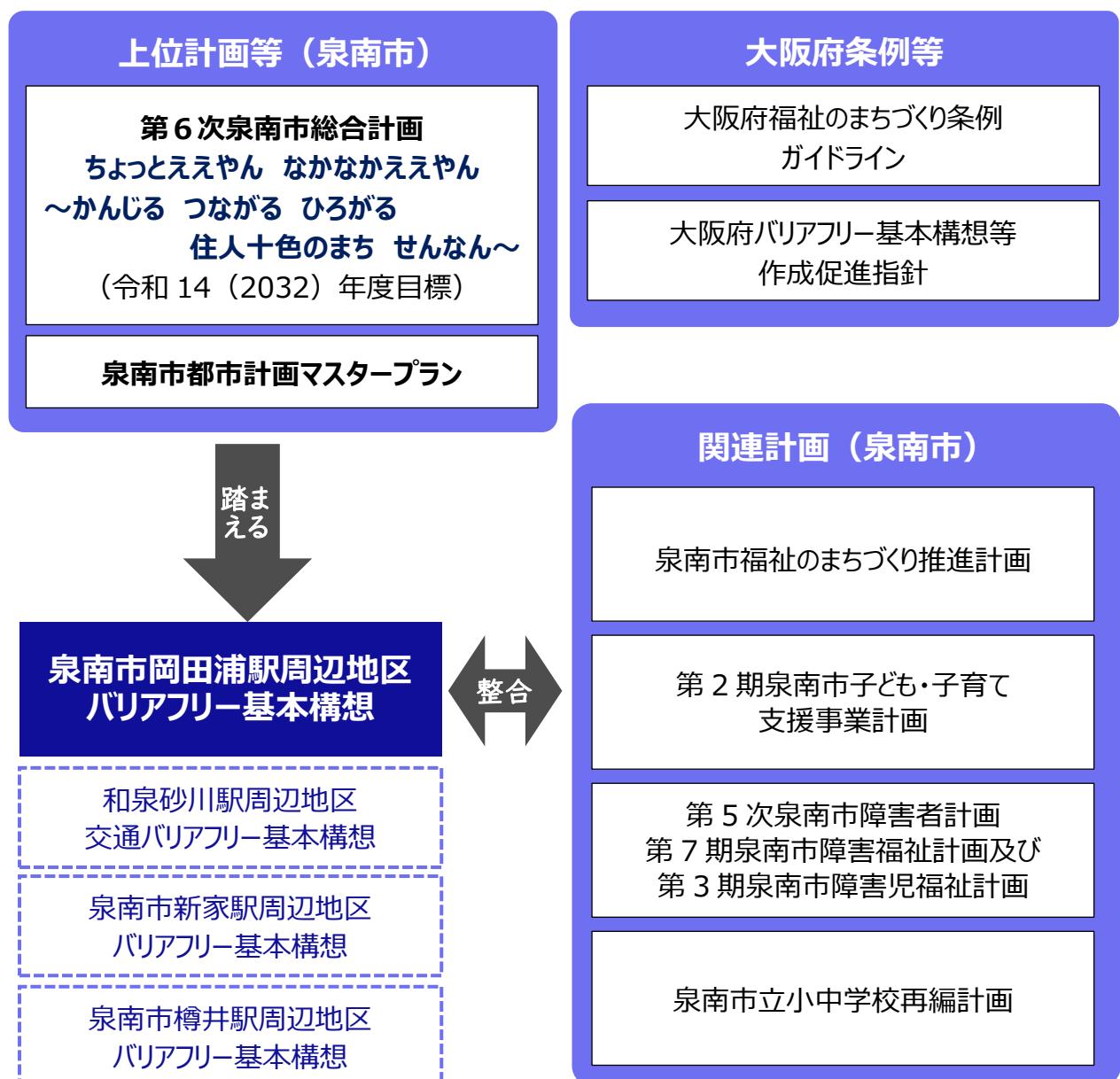
また、バリアフリー法（第25条）の規定に基づき、次に掲げる事項について基本構想に定める必要があります。

- 重点整備地区の位置及び区域について
- 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針について
- 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項について
- 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他事業に関する事項

3. 岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想の位置づけ

本基本構想は、本市の最上位計画である「第6次泉南市総合計画」やまちづくりの計画である「泉南市都市計画マスタープラン」を踏襲し、その他の関連する計画との整合を図ります。

【岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想の位置づけ】



II. 基本理念と基本方針、目標年次

1. 基本理念と基本方針

本市では、平成 14（2002）年度に策定された「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において定めた基本理念と基本方針を踏襲し、「泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想」及び「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しています。この基本理念と基本方針は全市にかかる内容であるため、本基本構想においてもこの基本理念と基本方針を踏襲します。

【 基本理念 】 みんなでつくる温もりのあるまちづくり

【 基本方針 】

- みんなが歩きやすいみち、語らいの空間としてのみちのネットワークを確立します。
- みんなが利用しやすく、サービスに長けた公共交通機関・生活関連施設を目指します。
- みんなの思いやりと、助け合いの気持ちを育みます。

2. 目標年次

西信達小学校と西信達中学校の統合による（仮称）西信達義務教育学校の設立が令和 10（2028）年度に予定されています。また、本市の最上位計画である「第 6 次泉南市総合計画」は令和 14（2032）年度を目標としています。これらを踏まえ、本基本構想においては「第 6 次泉南市総合計画」と同じ令和 14（2032）年度を目標年とし、バリアフリー事業を推進します。

III. 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

1. 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路とは

バリアフリー基本構想では、重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路を定め、バリアフリー化を推進します。

(1) 重点整備地区とは

重点整備地区は、バリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」や「生活関連経路」を含み、重点的かつ一体的に推進する地区を「重点整備地区」として定めます。重点整備地区の要件としては、バリアフリー法第2条24号に定められており、さらに国の定める基本方針においてその具体的な内容が示されています。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

① 配置要件

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
 - ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること
 - ・生活関連施設がおおむね3以上所在すること
- 〔「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（バリアフリー法 第2条第24号イ）〕

② 課題要件

- ・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
 - ・土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性
 - ・想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して事業の実施が特に必要な地区
- 〔「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他的一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（バリアフリー法 第2条第24号ロ）〕

③ 効果要件

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等、都市が有する様々な機能の増進
 - ・移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等
- 〔「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（バリアフリー法 第2条第24号ハ）〕

(2) 生活関連施設とは

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において鉄道駅、病院、商業施設、小・中学校等、多数所在しています。これらのうち、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

(3) 生活関連経路とは

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路等も生活関連経路として定めることができます。生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

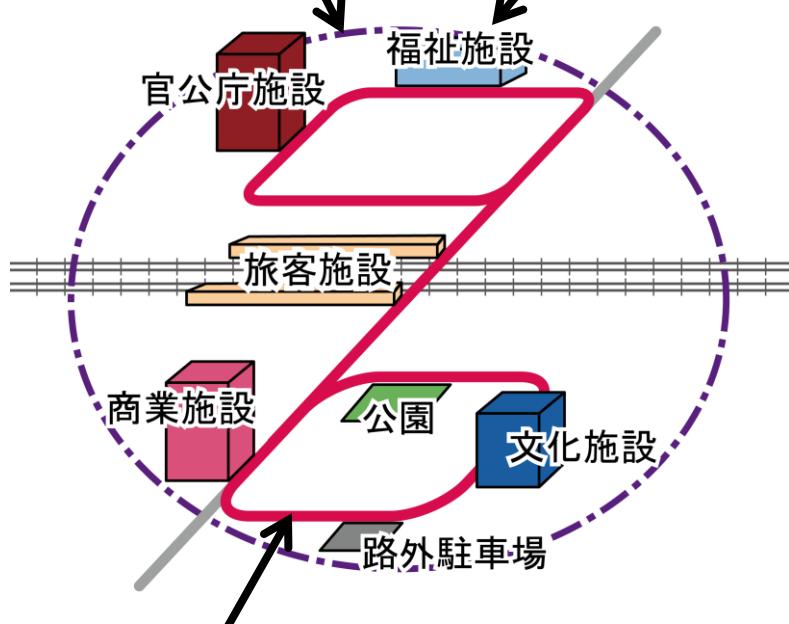
なお、本基本構想においては、生活関連施設の中でも、特に利用者の多い施設を結ぶ経路であり、道路移動等円滑化基準に適合した整備を図る道路を「生活関連経路」、生活関連経路以外で生活関連施設を結び、できる範囲でのバリアフリー化を図る道路を「準生活関連経路」として定めます。

重点整備地区

鉄道駅の周辺や、高齢者や障害者、子ども連れの方等が利用する生活関連施設（官公庁、福祉施設、商業施設等）が集まったエリアで、建築物や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区

生活関連施設

鉄道駅等の旅客施設やその周辺（駅からおおむね半径 1km 圏内）に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園等で、多くの高齢者や障害者、子ども連れの方等が歩行又は車いすにより利用すると考えられ、優先的にバリアフリー化を推進する施設



生活関連経路

生活関連施設を結ぶ主要な経路で重点的にバリアフリー化を図る道路
(それらの移動は通常歩行又は車いすで行われること)

2. 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

設定の考え方を明確にし、岡田浦駅周辺地区における重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路を設定します。

(1) 生活関連施設の設定

鉄道駅や病院、商業施設、教育施設、都市公園、路外駐車場等について、以下の項目のうち、いずれかに該当する施設を生活関連施設に設定します。

- ① 高齢者や障害者だけでなく、多くの人が徒歩又は車いすで利用する施設
- ② 高齢者や障害者、子供連れの方が、徒歩又は車いすで常時利用する施設
- ③ バリアフリー化を重点的、一体的に実施することが可能な範囲

【岡田浦駅周辺地区における生活関連施設】

分類	施設名	備考
旅客施設	岡田浦駅	
公共施設	泉南市立西信達公民館	・指定避難所 ・公民館の今後の在り方検討中
教育施設	泉南市立西信達小学校	・仮称)西信達義務教育学校として統合予定 ・跡地に立地する施設も生活関連施設としてバリアフリーに配慮した計画とする
	泉南市立西信達中学校	・仮称)西信達義務教育学校として統合予定
	幼保連携型認定こども園 西信達くねあ	
	西信達保育園 Picco	
商業施設	西信達郵便局	
都市公園・ 緑地	りんくう南浜公園	
	りんくう南浜 1号緑地	

(2) 生活関連経路の設定

以下の項目のすべてに該当する道路を生活関連経路もしくは準生活関連経路に設定します。

- ① 生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、より多くの人が利用する経路
- ② 道路移動等円滑化基準に適合した整備が可能な道路（生活関連経路）、もしくはできる範囲でのバリアフリー化が可能な道路（準生活関連経路）

【道路移動等円滑化基準の例】

- ・原則歩道を設置し、車椅子使用者がいつでもすれ違えるよう有効幅員 2.0m 以上を確保（やむを得ない場合は経過措置として 1.5m まで縮小可）
- ・横断勾配 1.0%以下、縦断勾配 5.0%以下、横断歩道接続部の段差は 2cm
- ・雨天時においても水たまりがないよう雨水を地下に円滑に浸透させることができる舗装 等

※参考：道路の移動等円滑化に関するガイドライン（R6.1 国土交通省）

【岡田浦駅周辺地区における生活関連経路】

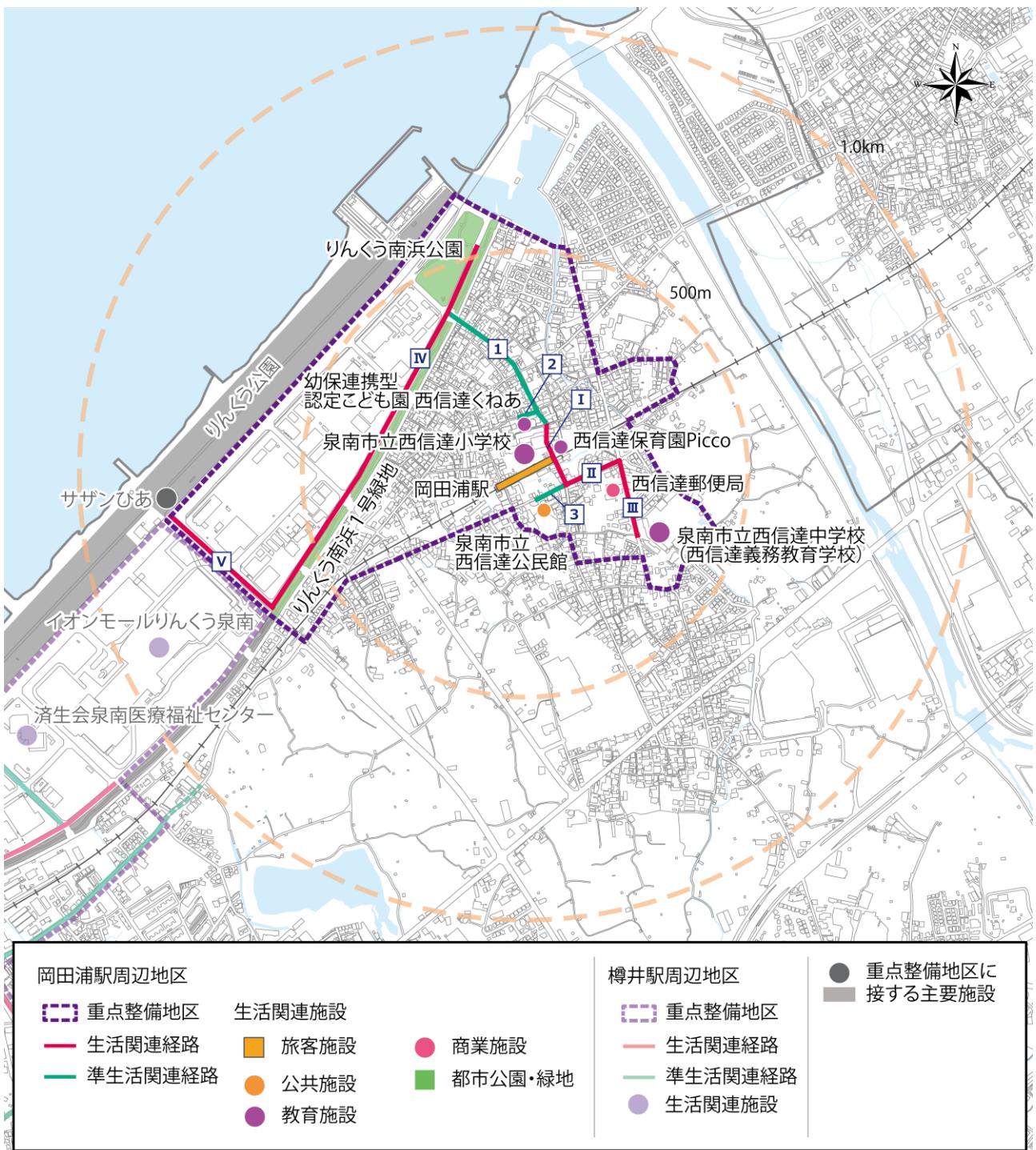
経路番号	路線名	区間	延長(km)
生活 関連 経路	府道 岡田浦停車場線 府道 大苗代岡田浦停車場線	泉南市立西信達小学校 ～ 生活関連経路Ⅱ	0.15
	市道 岡田駅上線	生活関連経路Ⅰ ～ 生活関連経路Ⅲ	0.13
	市道 北野岡田湊線	生活関連経路Ⅱ ～ 泉南市立西信達中学校	0.17
	市道 りんくう南周回線	りんくう南浜公園出入口 ～ 生活関連経路Ⅴ	0.95
	市道 市場岡田線	生活関連経路Ⅳ ～ 府道 泉佐野岩出線	0.31
生活関連経路 計			1.71
準 生 活 関 連 経 路	府道 岡田浦停車場線 市道 岡田戎海岸線	生活関連経路Ⅳ ～ 泉南市立西信達小学校	0.33
	市道 紺谷川明覚寺旧墓地線	幼保連携型認定こども園 西信達くねあ ～ 準生活関連経路①	0.05
	市道 岡田駅上線	生活関連経路Ⅰ ～ 泉南市立西信達公民館	0.07
準生活関連経路 計			0.45
合計			2.16

(3) 重点整備地区の設定

以下の項目のすべてに該当する範囲で、道路や河川、鉄道との地形地物のほか、市街化区域界等を境界として重点整備地区を設定します。

- ① 岡田浦駅を中心とした徒歩圏内（おおむね 1km 圏内）
- ② 隣接する樽井駅周辺地区との連続性を考慮した生活関連施設を含む範囲
- ③ バリアフリー化を重点的、一体的に実施することができる範囲

【岡田浦駅周辺地区における重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路】



IV. 地区の現状と課題

1. まち歩き点検・意見交換会による現状と課題の把握

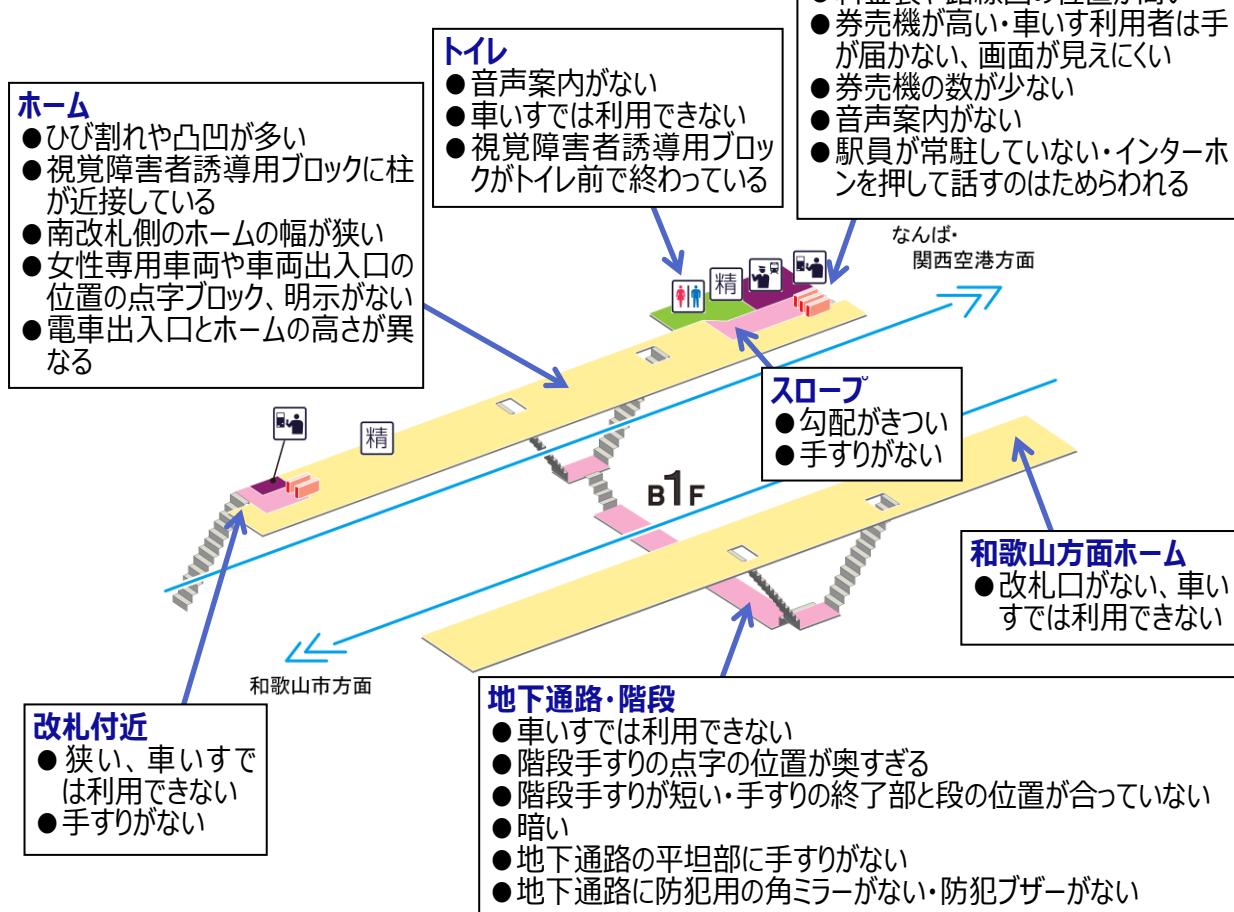
令和6年度 第2回泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会において、岡田浦駅や生活関連経路を中心にまち歩き点検を実施し、意見交換を実施することで現状と課題を把握しました。

(1) 実施概要

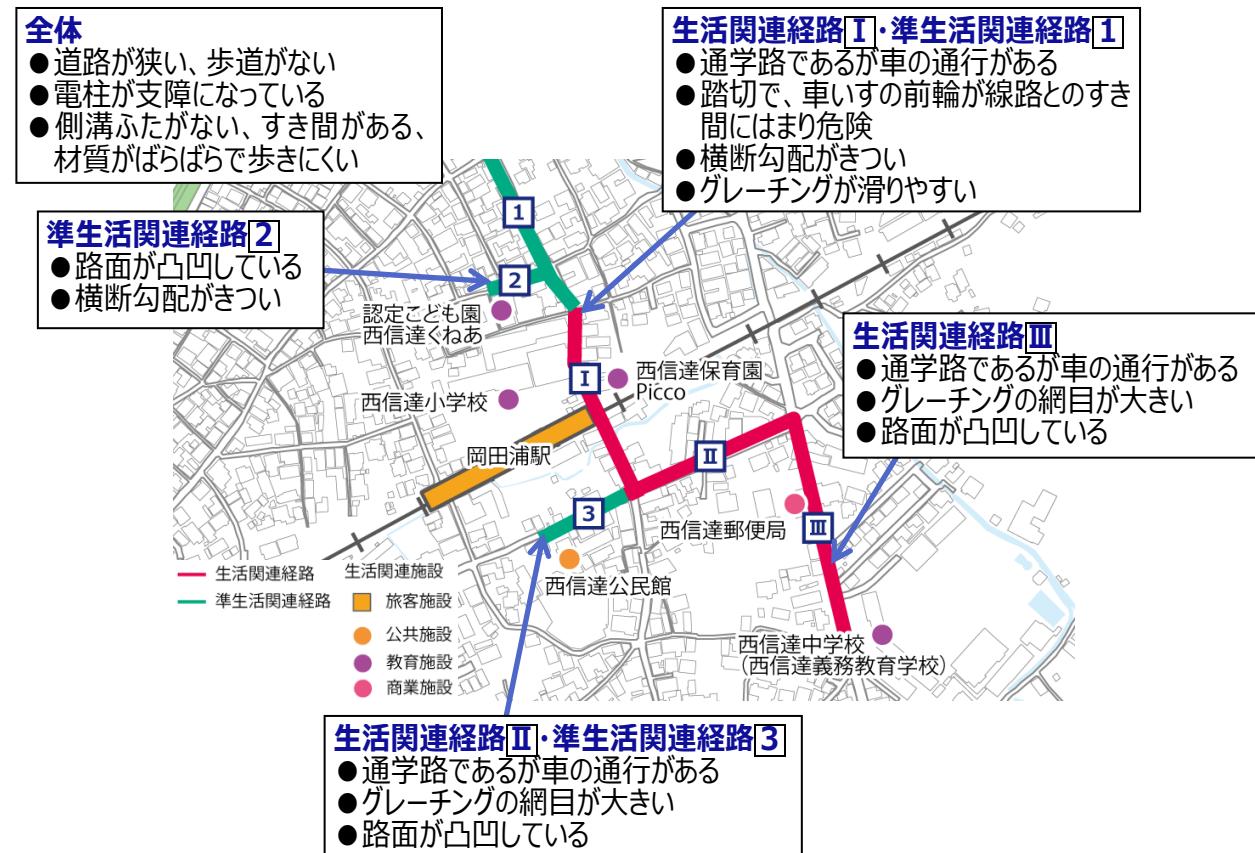
実施日時	令和6（2024）年10月4日（金）14:00～16:30																										
対象施設	岡田浦駅、岡田浦駅周辺の生活関連経路・準生活関連経路																										
参加者	<table><tbody><tr><td>学識経験者</td><td>2名</td></tr><tr><td>障害者団体代表</td><td>5名</td></tr><tr><td>高齢者団体代表</td><td>1名</td></tr><tr><td>地域住民代表</td><td>2名</td></tr><tr><td>公共交通事業者</td><td>3名</td></tr><tr><td>施設設置等管理者</td><td>2名</td></tr><tr><td>公安委員会</td><td>1名</td></tr><tr><td>アドバイザー</td><td>4名</td></tr><tr><td>和歌山大学学生</td><td>1名</td></tr><tr><td>介助者</td><td>1名</td></tr><tr><td>手話通訳者</td><td>2名</td></tr><tr><td>市関係者</td><td>12名</td></tr><tr><td>計</td><td>36名</td></tr></tbody></table>	学識経験者	2名	障害者団体代表	5名	高齢者団体代表	1名	地域住民代表	2名	公共交通事業者	3名	施設設置等管理者	2名	公安委員会	1名	アドバイザー	4名	和歌山大学学生	1名	介助者	1名	手話通訳者	2名	市関係者	12名	計	36名
学識経験者	2名																										
障害者団体代表	5名																										
高齢者団体代表	1名																										
地域住民代表	2名																										
公共交通事業者	3名																										
施設設置等管理者	2名																										
公安委員会	1名																										
アドバイザー	4名																										
和歌山大学学生	1名																										
介助者	1名																										
手話通訳者	2名																										
市関係者	12名																										
計	36名																										
写真	   																										

(2) 意見まとめ

【岡田浦駅への主な意見】



【岡田浦駅周辺の生活関連経路等への主な意見】



2. 住民アンケートによる現状と課題の把握

岡田浦駅周辺地区にお住まいの方を対象にアンケートによる調査を実施し、生活関連施設の利用状況や利用時の交通手段、利用時に困っていることなどを把握しました。

(1) 実施概要

実施期間：令和6年8月23日（金）～9月13日（金）

実施方法：紙媒体の郵送配布・郵送回収、WEB

【調査の対象者】

対象者 (岡田浦駅周辺地区にお住まいの方)	対象数	備考
① 3歳以下の乳幼児がいる世帯	150 世帯	住民基本台帳により抽出
② 障害者手帳をお持ちの方	70 人	障害者手帳登録より抽出
③ 15才上の上記該当者を除く方	780 人	住民基本台帳により抽出
計	150 世帯+850 人=1,000	

【回収状況】

対象者	回収数（通、（ ）内は回収率）		
	紙媒体	WEB	計
① 3歳以下の乳幼児がいる世帯	40	24	64 (42.7%)
② 障害者手帳をお持ちの方	33	2	35 (50.0%)
③ 15才上の上記該当者を除く方	287	49	336 (43.1%)
計	360	75	435 (43.5%)

(2) 結果まとめ

① 障害者手帳（障害の種類）や要介護認定の状況

- ・障害手帳をお持ちの方や要介護認定を受けている方からも一定数の回答を得ています。

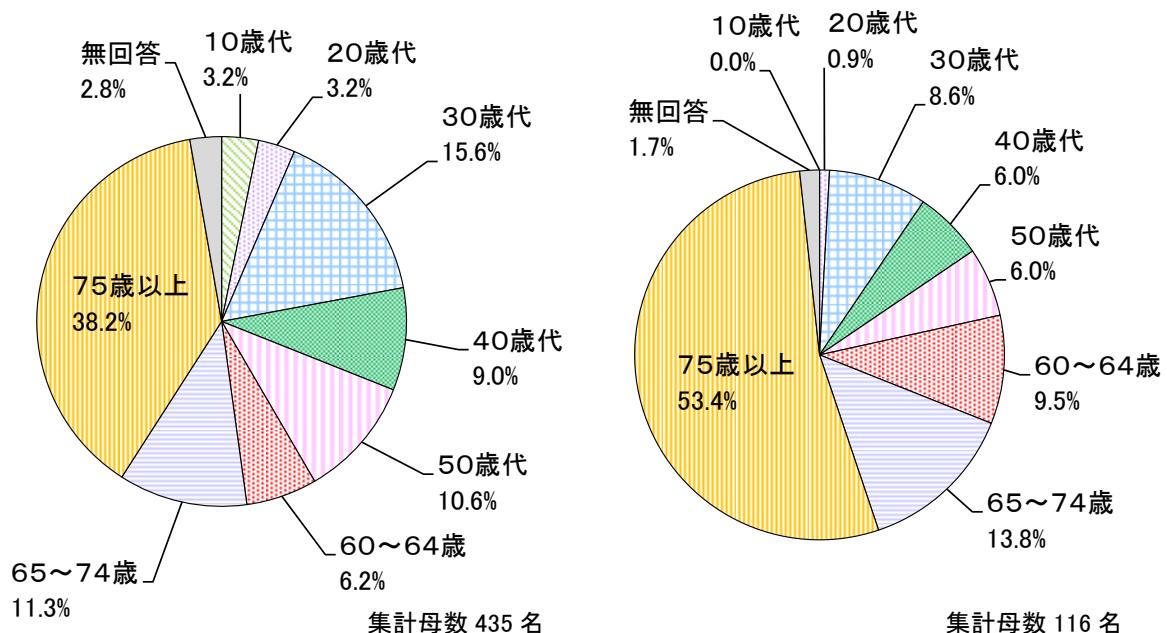
選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 肢体不自由	33	7.6%			
2. 視覚障害	3	0.7%			
3. 聴覚平衡機能障害	4	0.9%			
4. 音声言語機能障害	4	0.9%			
5. 内部障害	8	1.8%			
6. 知的障害	10	2.3%			
7. 精神障害	5	1.1%			
8. 要介護認定(要支援1～2、要介護1～5)	53	12.2%			
9. 障害者手帳や要介護認定はない	198				45.5%
10. その他障害	16	3.7%			
無回答	122			28.0%	
計	456				

集計母数435名

② 年齢層

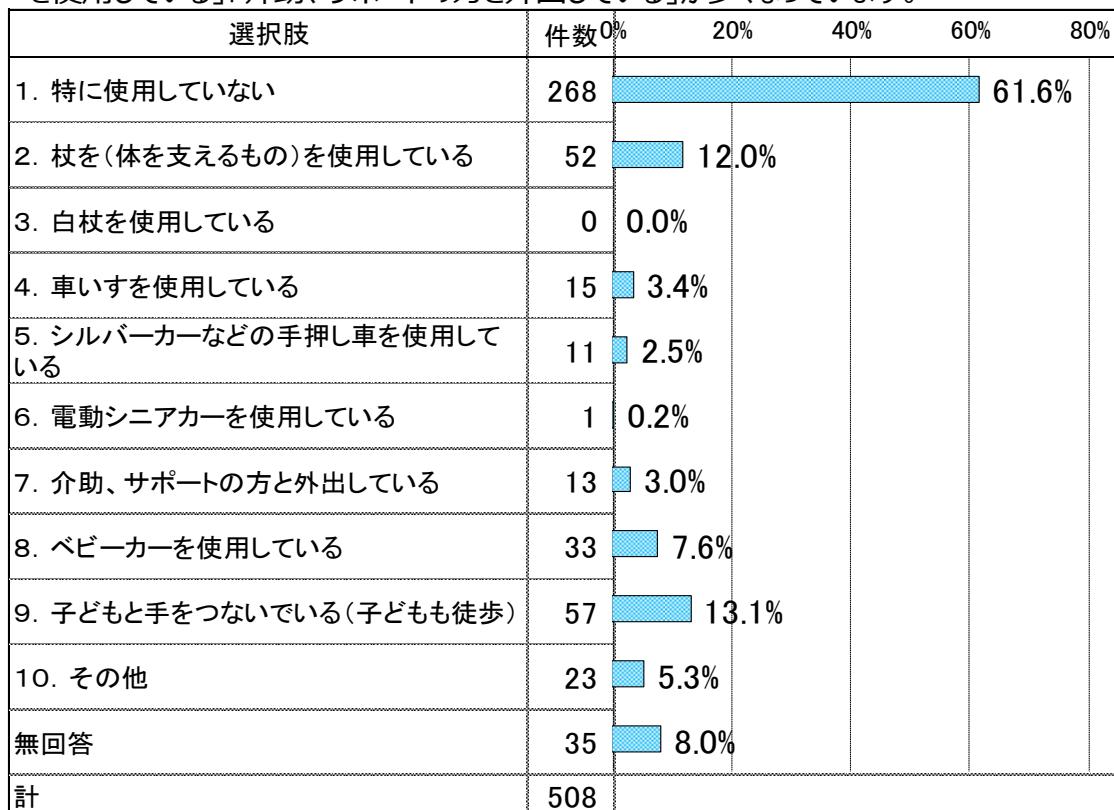
- ・75歳以上の方からの回答が多くなっていますが、全年代から回答を得ています。
- ・障害者手帳や要介護認定を受けている方は、75歳以上が半数を超えていました。

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】



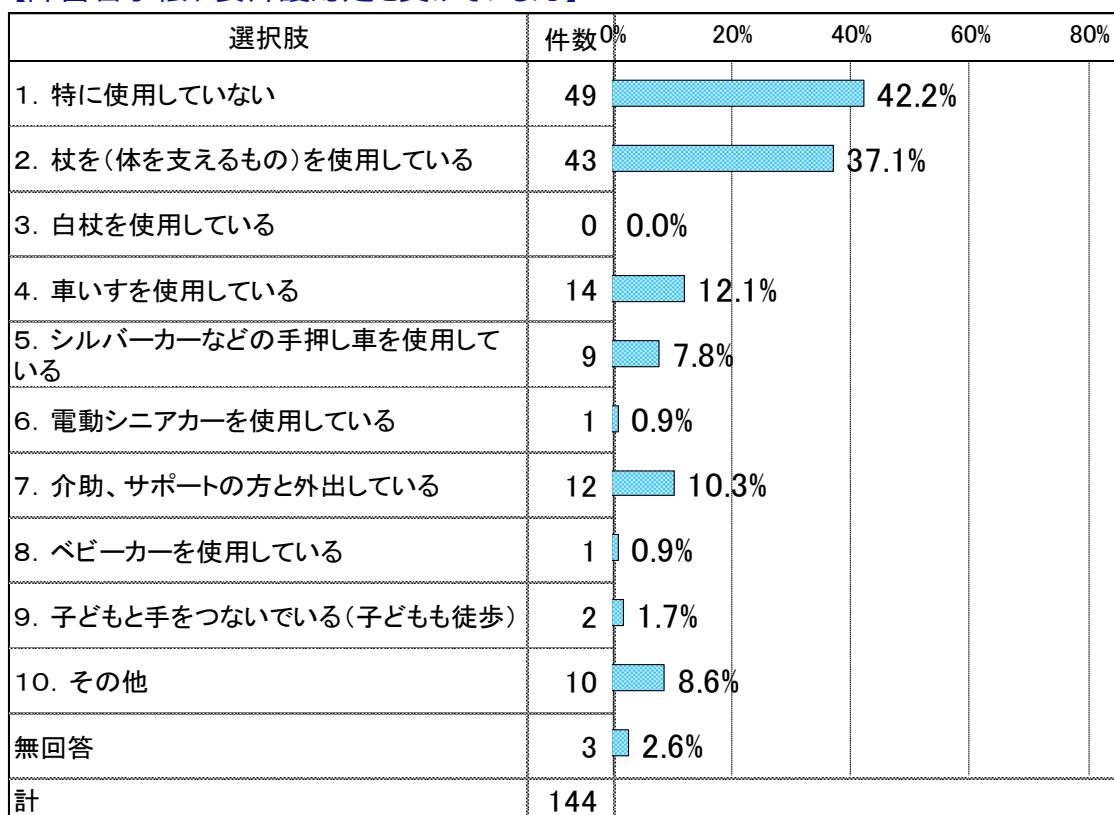
③ 普段の徒歩などで外出する際の状況

- 特に使用していない方以外では、「子どもと手をついている（子どもも徒歩）」や「杖（体を支えるもの）を使用している」が多くなっています。
- 障害者手帳や要介護認定を受けている方は、「杖（体を支えるもの）を使用している」や「車いすを使用している」「介助、サポートの方と外出している」が多くなっています。



集計母数 435 名

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】



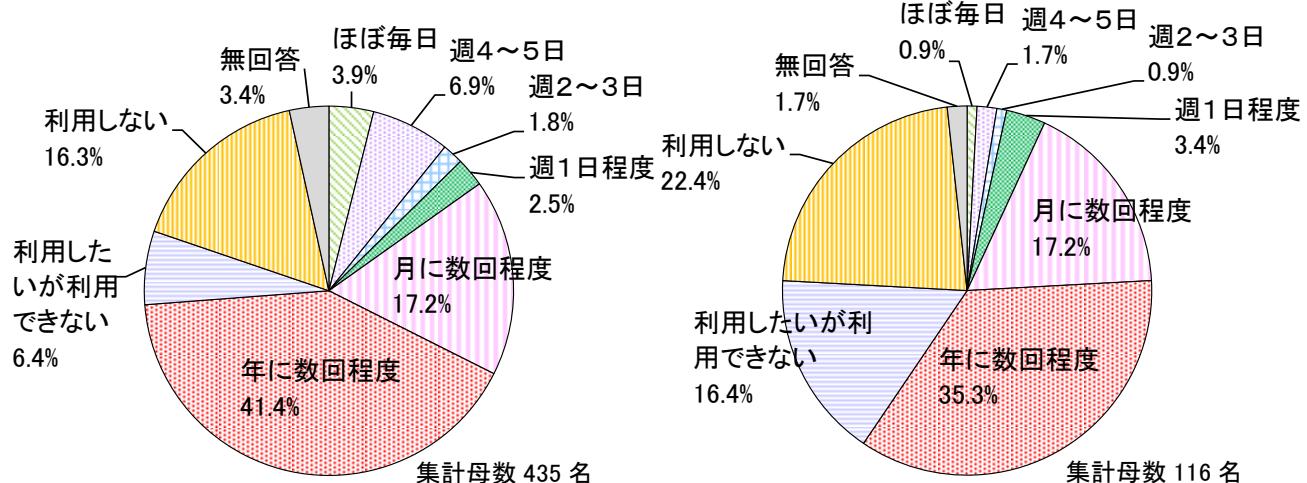
集計母数 116 名

④ 岡田浦駅について

● 利用頻度

- 利用頻度は「年に数回程度」や「月に数回程度」「利用しない」が多くなっており、利用頻度は多くありません。
- 障害者手帳や要介護認定を受けている方は、「利用しない」や「利用したいが利用できない」が多くなっています。

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】



● 岡田浦駅までの交通手段

- 交通手段は「徒歩」が多くなっており、障害者手帳や要介護認定を受けている方も同様です。

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%	100%
1. 徒歩	284						88.5%
2. 自転車	50		15.6%				
3. バイク	6	1.9%					
4. 自動車(自分で運転)	10	3.1%					
5. 自動車(家族などが運転)	34	10.6%					
6. タクシー	1	0.3%					
7. バス	1	0.3%					
8. その他	2	0.6%					
無回答	2	0.6%					
計	390						

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】 集計母数321名

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%	100%
1. 徒歩	60						87.0%
2. 自転車	9	13.0%					
3. バイク	3	4.3%					
4. 自動車(自分で運転)	2	2.9%					
5. 自動車(家族などが運転)	10	14.5%					
6. タクシー	1	1.4%					
7. バス	1	1.4%					
8. その他	2	2.9%					
無回答	1	1.4%					
計	89						

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】 集計母数69名

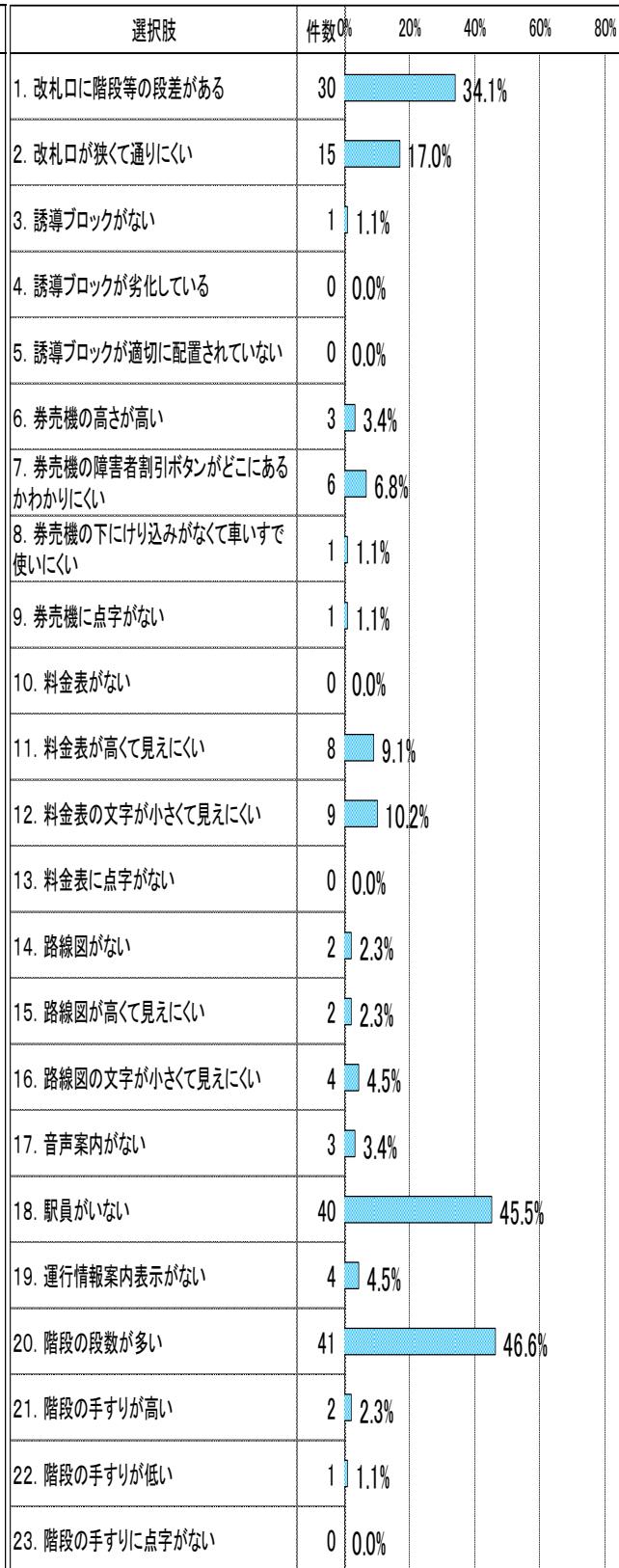
●岡田浦駅を利用する際に不便に思うことや利用できない理由

- ・不便に思うことや利用できない理由は「エレベーターがない」が最も多く、「駅員がいない」「階段の段数が多い」「エスカレーターがない」「車で送迎時に乗り降りするスペースが不十分」が多くなっています。
- ・障害者手帳や要介護認定を受けている方も同様の傾向となっており、特に「エレベーターがない」は6割を超えています。

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 改札口に階段等の段差がある	78	22.3%			
2. 改札口が狭くて通りにくい	67	19.2%			
3. 誘導ブロックがない	4	1.1%			
4. 誘導ブロックが劣化している	4	1.1%			
5. 誘導ブロックが適切に配置されていない	3	0.9%			
6. 券売機の高さが高い	4	1.1%			
7. 券売機の障害者割引ボタンがどこにあるかわかりにくい	8	2.3%			
8. 券売機の下にけり込みがなくて車いすで使いにくい	3	0.9%			
9. 券売機に点字がない	1	0.3%			
10. 料金表がない	2	0.6%			
11. 料金表が高くて見えにくい	15	4.3%			
12. 料金表の文字が小さくて見えにくい	23	6.6%			
13. 料金表に点字がない	1	0.3%			
14. 路線図がない	4	1.1%			
15. 路線図が高くて見えにくい	4	1.1%			
16. 路線図の文字が小さくて見えにくい	11	3.2%			
17. 音声案内がない	8	2.3%			
18. 駅員がいない	124	35.5%			
19. 運行情報案内表示がない	19	5.4%			
20. 階段の段数が多い	106	30.4%			
21. 階段の手すりが高い	3	0.9%			
22. 階段の手すりが低い	2	0.6%			
23. 階段の手すりに点字がない	1	0.3%			

集計母数349名

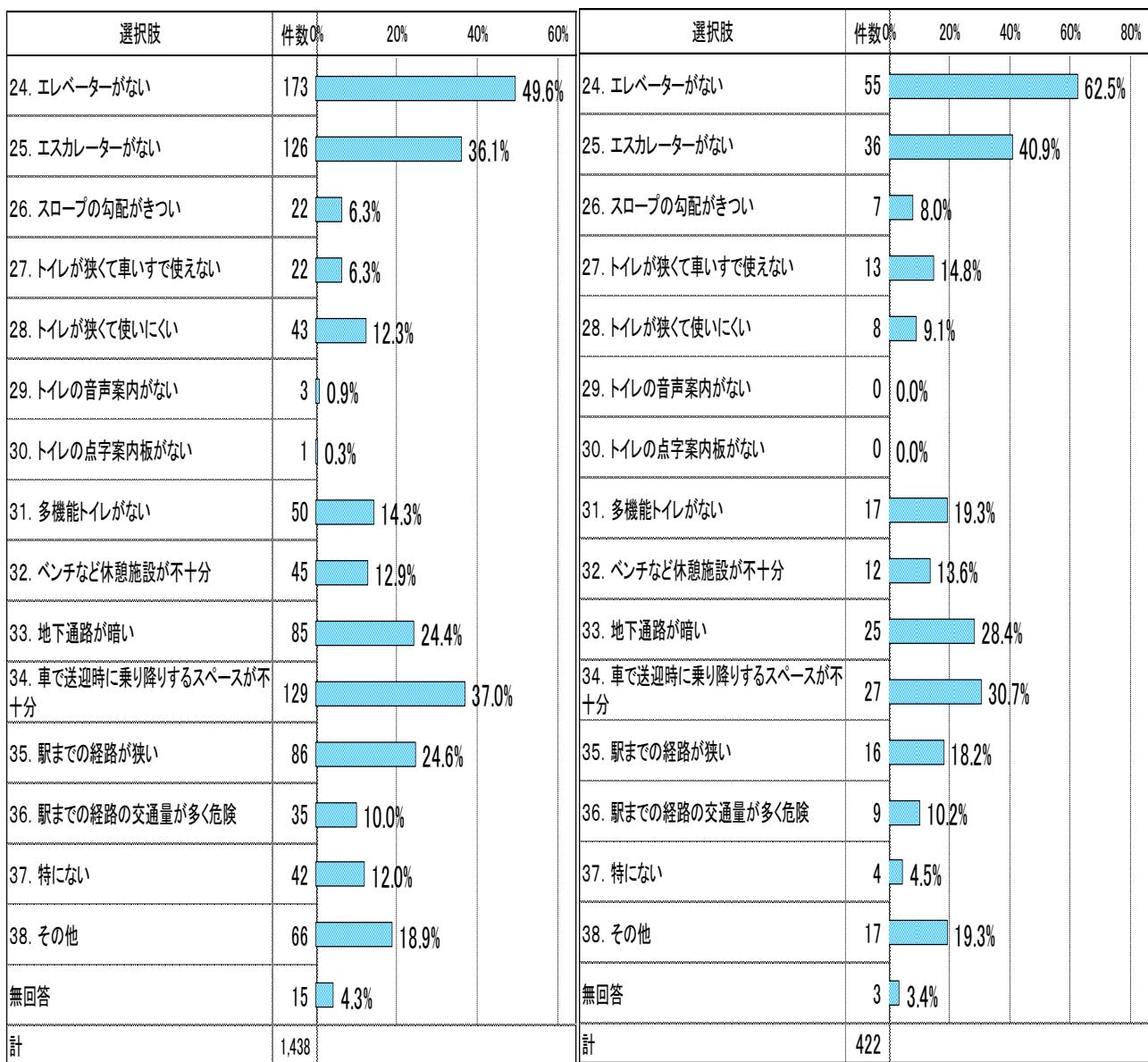


集計母数88名

※次ページにつづく

※前ページのつづき

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】



集計母数349名

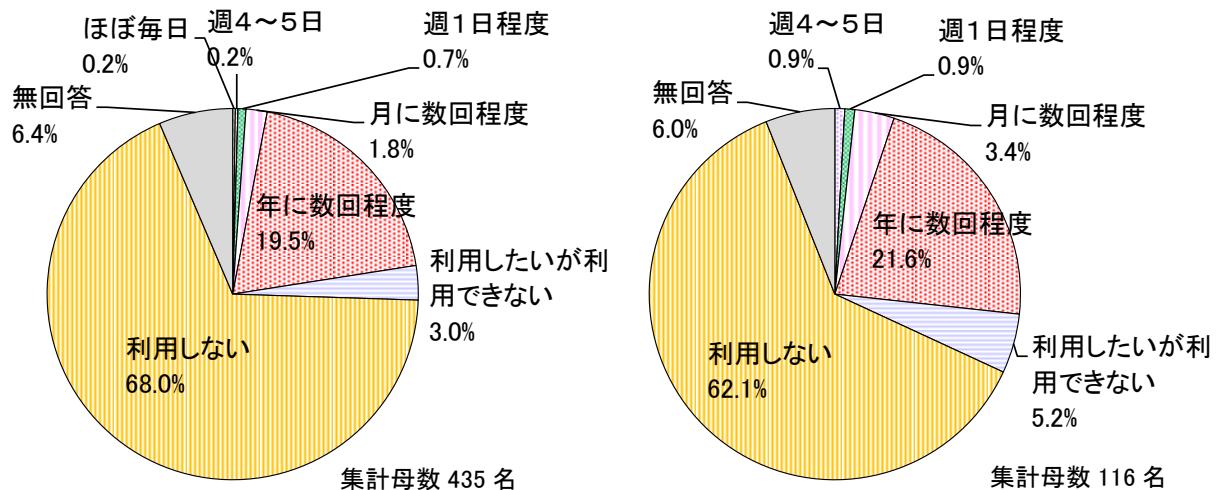
集計母数88名

⑤ 西信達公民館について

● 利用頻度

- ・利用頻度は「利用しない」や「年に数回程度」が多くなっており、利用頻度は多くありません。
- ・障害者手帳や要介護認定を受けている方も同様の傾向となっています。

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】



● 西信達公民館までの交通手段

- ・交通手段は「徒歩」が多くなっており、「自転車」や「自動車（自分で運転）」も多くなっています。
- ・障害者手帳や要介護認定を受けている方は「徒歩」が多くなっています。

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%
1. 徒歩	68					69.4%
2. 自転車	34				34.7%	
3. バイク	3	3.1%				
4. 自動車(自分で運転)	25			25.5%		
5. 自動車(家族などが運転)	16			16.3%		
6. タクシー	0	0.0%				
7. バス	0	0.0%				
8. その他	4	4.1%				
無回答	0	0.0%				
計	150					

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】 集計母数98名

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%	100%
1. 徒歩	24					77.4%	
2. 自転車	3	9.7%					
3. バイク	1	3.2%					
4. 自動車(自分で運転)	4		12.9%				
5. 自動車(家族などが運転)	6		19.4%				
6. タクシー	0	0.0%					
7. バス	0	0.0%					
8. その他	2	6.5%					
無回答	0	0.0%					
計	40						

●西信達公民館を利用する際に不便に思うことや利用できない理由

- ・不便に思うことや利用できない理由は「駐車可能台数が少ない」が最も多く、「車で送迎時に乗り降りするスペースが不十分」も多くなっています。
- ・障害者手帳や要介護認定を受けている方は、「エレベーターがない」が最も多く、「トイレが狭い」や「多機能トイレがない」、「車で送迎時に乗り降りするスペースが不十分」も多くなっています。

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 出入口に階段等の段差がある	11	9.9%					
2. 案内表示が高くて見えにくい	1	0.9%					
3. 案内表示の文字が小さくて見えにくい	2	1.8%					
4. 音声案内がない	2	1.8%					
5. 筆談に対応していない	0	0.0%					
6. 誘導ブロックがない	2	1.8%					
7. 誘導ブロックが劣化している	0	0.0%					
8. 誘導ブロックが適切に配置されていない	1	0.9%					
9. 入口に手すりがない	6	5.4%					
10. 入口の手すりが高い	0	0.0%					
11. 入口の手すりが低い	0	0.0%					
12. 階段の段数が多い	6	5.4%					
13. 階段の手すりが高い	0	0.0%					
14. 階段の手すりが低い	0	0.0%					
15. エレベーターがない	19	17.1%					
16. エスカレーターがない	7	6.3%					
17. スロープの勾配がきつい	0	0.0%					
18. トイレが狭くて車いすで使えない	4	3.6%					
19. トイレが狭くて使いにくい	12	10.8%					
20. トイレの音声案内がない	1	0.9%					
21. トイレの点字案内板がない	0	0.0%					
22. 多機能トイレがない	13	11.7%					
23. ベンチなど休憩施設が不十分	11	9.9%					

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 出入口に階段等の段差がある	6	16.2%					
2. 案内表示が高くて見えにくい	0	0.0%					
3. 案内表示の文字が小さくて見えにくい	0	0.0%					
4. 音声案内がない	0	0.0%					
5. 筆談に対応していない	0	0.0%					
6. 誘導ブロックがない	1	2.7%					
7. 誘導ブロックが劣化している	0	0.0%					
8. 誘導ブロックが適切に配置されていない	1	2.7%					
9. 入口に手すりがない	5	13.5%					
10. 入口の手すりが高い	0	0.0%					
11. 入口の手すりが低い	0	0.0%					
12. 階段の段数が多い	3	8.1%					
13. 階段の手すりが高い	0	0.0%					
14. 階段の手すりが低い	0	0.0%					
15. エレベーターがない	13	35.1%					
16. エスカレーターがない	4	10.8%					
17. スロープの勾配がきつい	0	0.0%					
18. トイレが狭くて車いすで使えない	3	8.1%					
19. トイレが狭くて使いにくい	8	21.6%					
20. トイレの音声案内がない	1	2.7%					
21. トイレの点字案内板がない	0	0.0%					
22. 多機能トイレがない	9	24.3%					
23. ベンチなど休憩施設が不十分	6	16.2%					

集計母数111名

集計母数37名

※次ページにつづく

※前ページのつづき

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%
24. 施設内の通路が狭い	2	1.8%				
25. 施設内が暗い	11	9.9%				
26. 駐車可能台数が少ない	31		27.9%			
27. 車で送迎時に乗り降りするスペースが不十分	24		21.6%			
28. 施設までの経路が狭い	9	8.1%				
29. 施設までの経路の交通量が多く危険	10	9.0%				
30. 特にない	25		22.5%			
31. その他	18		16.2%			
無回答	18		16.2%			
計	246					

集計母数111名

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
24. 施設内の通路が狭い	2	5.4%					
25. 施設内が暗い	2	5.4%					
26. 駐車可能台数が少ない	7		18.9%				
27. 車で送迎時に乗り降りするスペースが不十分	9		24.3%				
28. 施設までの経路が狭い	3	8.1%					
29. 施設までの経路の交通量が多く危険	5	13.5%					
30. 特にない	6		16.2%				
31. その他	9		24.3%				
無回答	5		13.5%				
計	108						

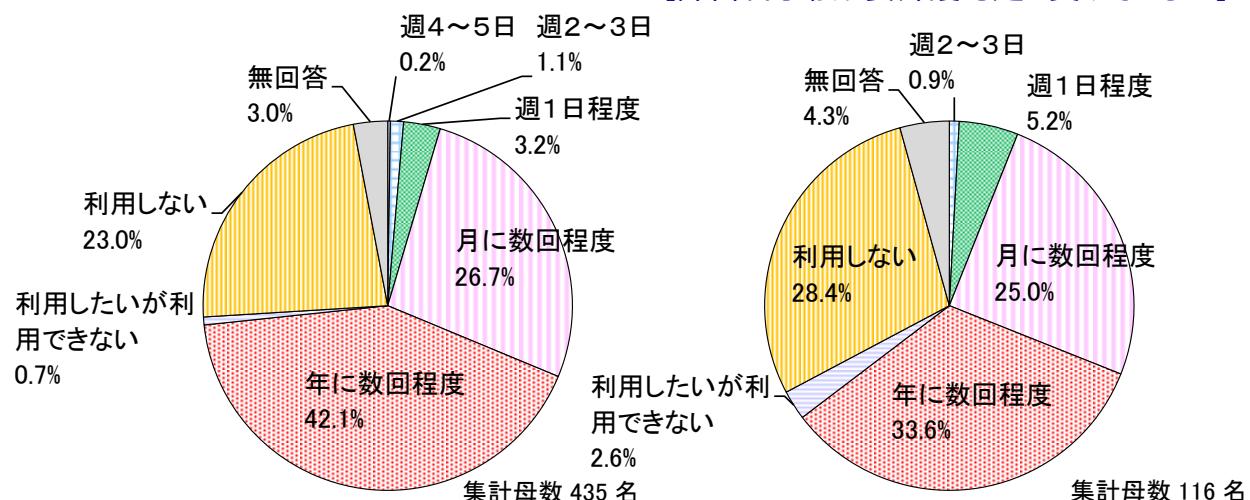
集計母数37名

⑥ 西信達郵便局について

● 利用頻度

- 利用頻度は「利用しない」や「年に数回程度」「月に数回程度」が多くなっており、利用頻度は多くありません。
- 障害者手帳や要介護認定を受けている方も同様の傾向となっています。

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】



● 西信達郵便局までの交通手段

- 交通手段は「徒歩」が多くなっており、「自転車」や「自動車（自分で運転）」も多くなっています。
- 障害者手帳や要介護認定を受けている方も「徒歩」が多くなっており、「自転車」や「自動車（家族などが運転）」も多くなっています。

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 徒歩	167				52.4%
2. 自転車	121				37.9%
3. バイク	15	4.7%			
4. 自動車(自分で運転)	119				37.3%
5. 自動車(家族などが運転)	57		17.9%		
6. タクシー	0	0.0%			
7. バス	1	0.3%			
8. その他	3	0.9%			
無回答	2	0.6%			
計	485				

集計母数319名

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 徒歩	41				54.7%
2. 自転車	18		24.0%		
3. バイク	4	5.3%			
4. 自動車(自分で運転)	13		17.3%		
5. 自動車(家族などが運転)	20			26.7%	
6. タクシー	0	0.0%			
7. バス	1	1.3%			
8. その他	3	4.0%			
無回答	1	1.3%			
計	101				

集計母数75名

●西信達郵便局を利用する際に不便に思うことや利用できない理由

- ・不便に思うことや利用できない理由は「特ない」が最も多く、「駐車可能台数が少ない」も多くなつており、障害者手帳や要介護認定を受けている方も同様です。

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%	選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 出入口に階段等の段差がある	5	1.6%						1. 出入口に階段等の段差がある	3	3.8%					
2. 案内表示が高くて見えにくい	1	0.3%						2. 案内表示が高くて見えにくい	0	0.0%					
3. 案内表示の文字が小さくて見えにくい	0	0.0%						3. 案内表示の文字が小さくて見えにくい	0	0.0%					
4. 音声案内がない	3	0.9%						4. 音声案内がない	1	1.3%					
5. 筆談に対応していない	3	0.9%						5. 筆談に対応していない	3	3.8%					
6. 誘導ブロックがない	1	0.3%						6. 誘導ブロックがない	0	0.0%					
7. 誘導ブロックが劣化している	0	0.0%						7. 誘導ブロックが劣化している	0	0.0%					
8. 誘導ブロックが適切に配置されていない	0	0.0%						8. 誘導ブロックが適切に配置されていない	0	0.0%					
9. 入口に手すりがない	5	1.6%						9. 入口に手すりがない	3	3.8%					
10. 入口の手すりが高い	0	0.0%						10. 入口の手すりが高い	0	0.0%					
11. 入口の手すりが低い	0	0.0%						11. 入口の手すりが低い	0	0.0%					
12. スロープの勾配がきつい	0	0.0%						12. スロープの勾配がきつい	0	0.0%					
13. トイレが狭くて車いすで使えない	0	0.0%						13. トイレが狭くて車いすで使えない	0	0.0%					
14. トイレが狭くて使いにくい	0	0.0%						14. トイレが狭くて使いにくい	0	0.0%					
15. トイレの音声案内がない	1	0.3%						15. トイレの音声案内がない	1	1.3%					
16. トイレの点字案内板がない	0	0.0%						16. トイレの点字案内板がない	0	0.0%					
17. 多機能トイレがない	7	2.2%						17. 多機能トイレがない	3	3.8%					
18. ベンチなど休憩施設が不十分	4	1.2%						18. ベンチなど休憩施設が不十分	1	1.3%					
19. 施設内の通路が狭い	5	1.6%						19. 施設内の通路が狭い	1	1.3%					
20. 施設内が暗い	1	0.3%						20. 施設内が暗い	0	0.0%					
21. 駐車可能台数が少ない	108	33.5%						21. 駐車可能台数が少ない	20	25.6%					
22. 車で送迎時に乗り降りするスペースが不十分	32	9.9%						22. 車で送迎時に乗り降りするスペースが不十分	11	14.1%					

集計母数322名

集計母数78名

※次ページにつづく

※前ページのつづき

【障害者手帳や要介護認定を受けている方】

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
23. 施設までの経路が狭い	16	5.0%					
24. 施設までの経路の交通量が多く危険	14	4.3%					
25. 特にない	131						40.7%
26. その他	29	9.0%					
無回答	43	13.4%					
計	409						

集計母数322名

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
23. 施設までの経路が狭い	2	2.6%					
24. 施設までの経路の交通量が多く危険	4	5.1%					
25. 特にない	25						32.1%
26. その他	12	15.4%					
無回答	15	19.2%					
計	105						

集計母数78名

⑦ 西信達公民館と西信達郵便局以外で、よく利用する施設、利用したいが利用できない施設について

- 西信達公民館と西信達郵便局以外で、よく利用する施設、利用したいが利用できない施設は「区民会館」や「イオンモールりんくう泉南」、「市役所」が多くなっています。
- 障害者手帳や要介護認定を受けている方は「市役所」が多くなっています。

施設名	件数	施設名	件数	施設名	件数
区民会館	6	西信達小体育館	1	老人集会場	1
イオンモールりんくう泉南	5	温水プール	1	集会場	1
泉南市役所	4	岡田浦漁港近くの公園	1	泉南郵便局	1
図書館	2	イオン内の郵便局	1	町会館(老人会館)	1
ぽかぽか	2	西信達小学校	1	農協さん	1
西信達老人集会場	2	泉南特別養護老人ホームな	1	避難所	1
りんくう南浜公園	2	ムなでしこりんくう	1	寺	1
区民センター	2	西信達北老人集会場	1	あいぴあ泉南	1
コンビニ	1	ラムー	1	集会所	1
ルンビニ園	1	泉南市体育館	1	計	45

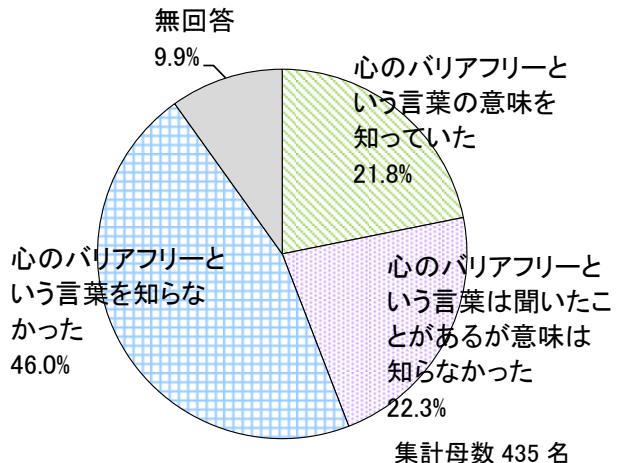
【障害者手帳や要介護認定を受けている方】

施設名	件数	施設名	件数
泉南市役所	3	区民センター	1
区民会館	2	泉南特別養護老人ホームな	1
西信達老人集会場	2	でしこりんくう	
あいぴあ泉南	1		
イオンモールりんくう泉南	1	計	11

⑧ 心のバリアフリーについて

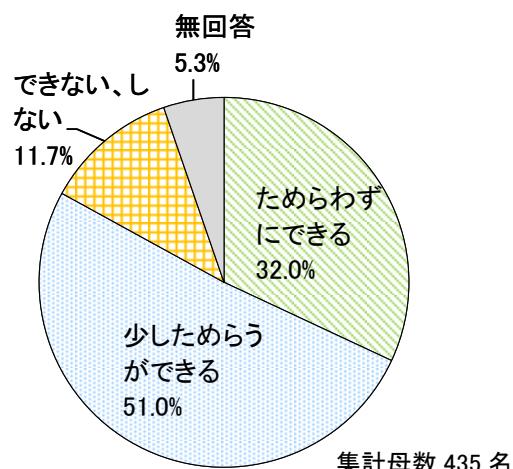
● 認知度

- ・心のバリアフリーの認知度は「心のバリアフリー」という言葉を知らなかった」が最も多くなっています。



● 困っている人を見かけた際の声掛けや手助け

- ・困っている人を見かけた際の声掛けや手助けは「少しためらうができる」が最も多く、「ためらわずにできる」もくなっています。



● 声掛けや手助けを「できない、しない」と回答した理由

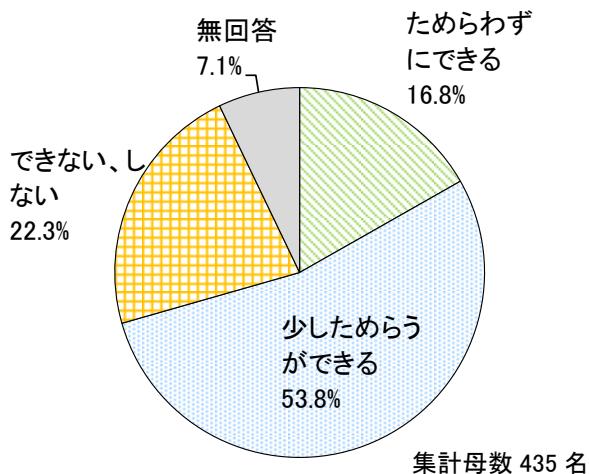
- ・声掛けや手助けを「できない、しない」理由は「人のことに気を配る余裕はないので」が最も多く、「どのように手助けをすればよいかわからないので」も多くなっています。

選択肢	件数	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 恥ずかしいので	5	9.8%					
2. 相手の迷惑になると思うので	9	17.6%					
3. どのように手助けすればよいかわからな いので	18	35.3%					
4. 人のことに気を配る余裕がないので	21	41.2%					
5. 見かけても気にならないので	0	0.0%					
6. その他	12	23.5%					
無回答	2	3.9%					
計	67						

集計母数 51名

●あなたが困っている際に手助けを求める

- 心のバリアフリーの認知度は「心のバリアフリー」という言葉を知らなかった」が最も多くなっています。



●手助けを求めるのを「できない、しない」と回答した理由

- 手助けを求めるのを「できない、しない」理由は「相手の迷惑になると思うので」が最も多くなっています。

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%
1. 恥ずかしいので	21		21.6%			
2. 相手の迷惑になると思うので	53			54.6%		
3. 断られるのが嫌なので	17		17.5%			
4. ひとりでできるので	21		21.6%			
5. 手助けしてもらおうと思ったことがないの で	29			29.9%		
6. その他	4	4.1%				
無回答	1	1.0%				
計	146					

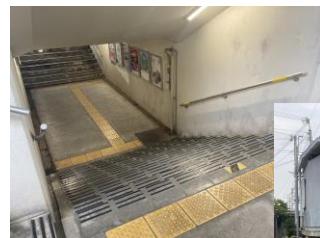
集計母数97名

3. 地区の課題

まち歩き点検や意見交換会、住民アンケートのほか、現地踏査の結果を踏まえ、岡田浦駅周辺地区の課題は以下のようになります。

(1) 岡田浦駅

- 料金表や路線図について、文字の大きさや高さなど見やすさの改善
- 券売機について、見やすさの改善や車いす利用への対応、設置数の増設
- 和歌山方面ホームの車いす利用への対応
- 南改札の車いす利用への対応
- インターホン等の呼び出し対応の改善
- 階段手すりや点字位置の改善
- 地下通路の明るさの改善や防犯対策
- トイレの車いす利用への対応
- 視覚障害者誘導用ブロックの適正な配置
- 安全なホーム幅や路面の凸凹の改善、電車出入口との高低差の改善
- 音声案内等、視覚障害者への対応



(2) 道路

- 安全な歩行環境の確保
- 凸凹や横断勾配の改善
- グレーチングや側溝蓋の改善
- 路面標示の修繕
- 歩道の雑草対策



(3) 建築物

- 段差の改善やエレベーターの設置
- トイレやバリアフリートイレ（多機能トイレ）の設置や改善
- ベンチ等休憩設備の設置・充実
- 駐車スペースの確保



(4) 公園

- 園路の雑草対策
- 便座の洋式化やバリアフリートイレの改善



V. 岡田浦駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

1. 事業の方針

岡田浦駅周辺地区の課題等を踏まえ、バリアフリー化のための事業を位置づけ、特定事業については、必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を作成し事業を実施していきます。また、特定事業に該当しないその他の事業・ソフト事業についても推進していきます。

なお、岡田浦駅周辺地区においては仮称)西信達義務教育学校の新設計画や、西信達小学校の跡地利用、西信達公民館の今後の在り方等が検討中となっており、西信達小学校と隣接する岡田浦駅や道路についても一体的な整備検討が進められていくことになります。これらが整備されるまでの間は、既存施設の移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された設備などを適切に維持することとします。

【バリアフリー法で定める特定事業の種類】

特定事業とは、基本構想で位置付けた生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するためのものです。特定事業はハード施策に係る6つの事業と、ソフト施策に係る1つの事業で構成されます。また、特定事業以外のハード施策やソフト施策は「その他の事業」として分類されます。なお、基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

特定事業	その他の事業
<p>ハード施策</p> <ul style="list-style-type: none">●公共交通特定事業●道路特定事業●路外駐車場特定事業●都市公園特定事業●建築物特定事業●交通安全特定事業	<p>ソフト施策</p> <ul style="list-style-type: none">●教育啓発特定事業

2. バリアフリー化のための事業

まちあるき点検・意見交換会で当事者等からいただいた意見や住民アンケートの結果より把握した、岡田浦駅周辺地区の現状と課題等を踏まえ、バリアフリー化のための事業や目標時期、実施主体を設定します。

バリアフリー化の実現については、令和 14（2032）年度を目標年次と定めています。しかし、西信達小学校の跡地利用との一体的に進める事業など、目標年次までの整備が不明確であるものがあることから、事業の実施時期をそれぞれの事業の完了目標時期によって、短期、中期、継続、一体の 4 つに分類します。

〈実施時期の区分〉

短期	概ね 5 年後（令和 11 年度）までの事業完了
中期	目標年次（令和 14 年度）までの事業完了
継続	継続して取組み・検討していく事業
一体	西信達小学校の跡地利用との一体的に進める事業

（1）岡田浦駅のバリアフリー化事業

岡田浦駅のバリアフリー化事業は、駅周辺地区整備事業による道路改良、踏切改良や駅前広場の整備計画の内容によって、駅舎の位置も含めた検討を要するものであり、各事業者間で整備内容や実施時期を綿密に協議し、二重投資（手戻り）を避けながら、実施可能な事業から着手します。

■岡田浦駅のバリアフリー化事業（1/2）

【事業主体：南海電気鉄道】

改札付近	バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
		短期	中期	一体		
改札付近	券売機・路線図の改善					
	料金表や路線図の見やすさの改善			●	○	
	券売機の見やすさの改善、車いす利用への対応			●	○	
	音声案内の設置			●	○	
	券売機設置数の増設			●	○	
	南改札の改善			●	○	
	インターホン等の呼び出し対応の改善			●	○	

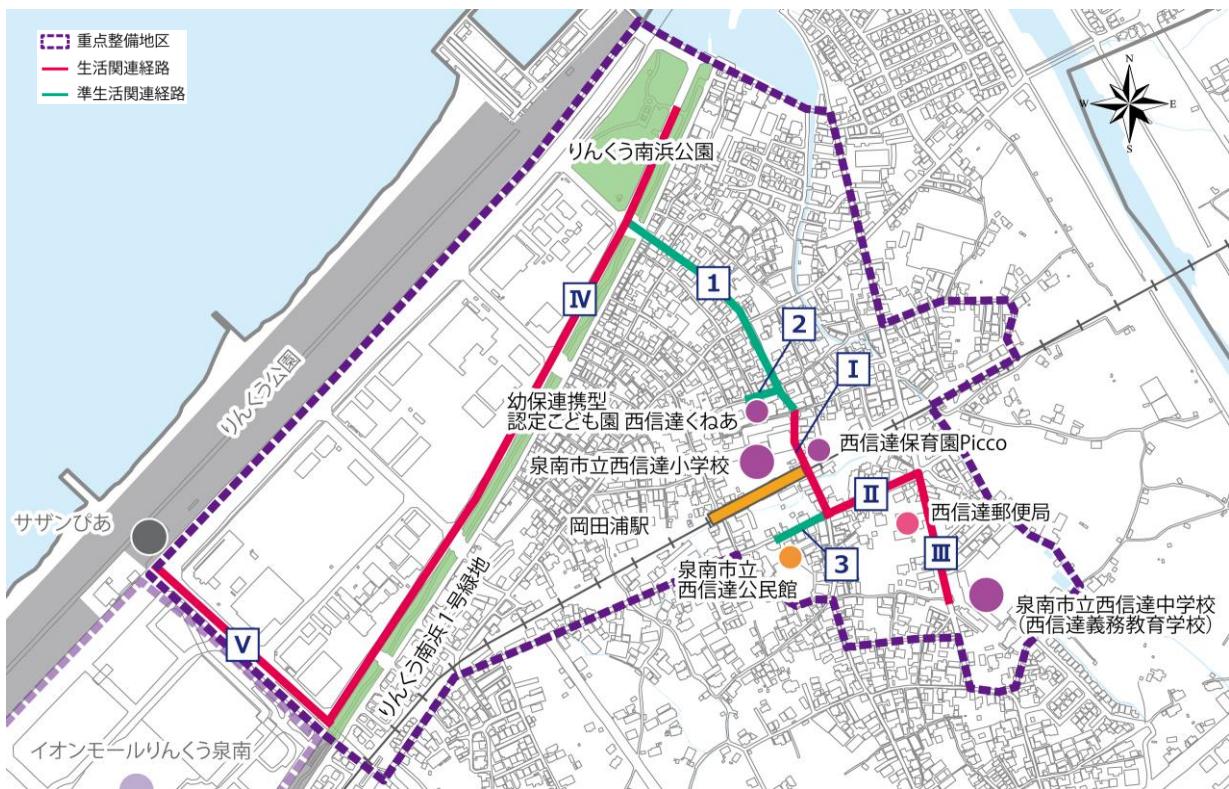
■岡田浦駅のバリアフリー化事業（2/2）

【事業主体：南海電気鉄道】

バリアフリー化のための事業		目標時期			特定事業	備考
		短期	中期	一体		
通路・垂直移動施設	階段・地下通路の改善					
	和歌山方面ホームの車いす利用への対応			●	○	
	手すりの点字位置の改善	※		●	○	※整備内容によっては先行着手可能
	階段・通路への2段手すりの設置	※		●	○	※整備内容によっては先行着手可能
	明るさの改善	※		●	○	※整備内容によっては先行着手可能
スロープの改善	防犯用の角ミラー・防犯ブザーの設置	※		●	○	※整備内容によっては先行着手可能
	勾配の改善			●	○	
	2段手すりの設置			●	○	
トイレ	トイレの整備・改善					
	音声案内の設置	※		●	○	※整備内容によっては先行着手可能
	車いすやオストメイト等にも対応したバリアフリートイレの設置			●	○	
	適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置			●	○	
プラットホーム	ホームの改善					
	ホーム路面の凸凹の改善			●	○	
	適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置			●	○	
	ホーム幅の拡幅			●	○	
	車両にあわせたホーム高さの改善			●	○	

(2) 道路のバリアフリー化事業

【生活関連経路位置図】



■道路のバリアフリー化事業（1/3）

【事業主体：道路管理者（府）】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一休		
生活関連経路Ⅰ 府道 岡田浦停車場線 及び 府道 大苗代岡田浦停車場線					
歩道の設置等道路空間の再配分 (踏切内も含む)		●			※1
側溝や側溝蓋、グレーティングの改善		●			
視覚障害者誘導用ブロックの設置 (踏切内も含む)		●			※2
準生活関連経路1 府道 岡田浦停車場線					
カラー舗装や路側線等による歩行空間の明確化	(継続) →				
側溝や側溝蓋、グレーティングの改善	(継続) →				※3
継続的な維持管理を通じた舗装面の適切な管理	(継続) →				

※1 歩道の設置には用地買収が必要不可欠で、市及び地域の協力のもと実施に向け進める。

※2 歩道整備に合わせて実施検討する。

※3 個人で設置した側溝又は占用許可を得て施工している側溝等については改善指導を行う。

■道路のバリアフリー化事業（2/3）

【事業主体：道路管理者（市）】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一 体		
生活関連経路Ⅱ 市道 岡田駅上線					
歩道の設置等道路空間の再配分			●		
側溝や側溝蓋、グレーチングの改善		●		○	※1
舗装面・段差・勾配の改善		●		○	
視覚障害者誘導用ブロックの設置			●		※2
生活関連経路Ⅲ 市道 北野岡田湊線					
歩道の設置等道路空間の再配分			●		
側溝や側溝蓋、グレーチングの改善		●		○	※1
舗装面・段差・勾配の改善		●		○	
視覚障害者誘導用ブロックの設置			●		※2
路側線等の路面標示の維持・修繕	(継続)	→			
生活関連経路Ⅳ りんくう南周回線					
継続的な維持管理を通じた舗装面や視覚障害者誘導用ブロックの適切な管理	(継続)	→			
草刈等、植栽や雑草の適切な維持管理	(継続)	→			
生活関連経路Ⅴ 市道 市場岡田線					
継続的な維持管理を通じた舗装面や視覚障害者誘導用ブロックの適切な管理	(継続)	→			
草刈等、植栽や雑草の適切な維持管理	(継続)	→			

※1 個人で設置した側溝又は占用許可を得て施工している側溝等については改善指導を行う。

※2 歩道整備に合わせて実施検討する。

■道路のバリアフリー化事業（3/3）

【事業主体：道路管理者（市）】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一 体		
準生活関連経路① 市道 岡田戎海岸線					
カラー舗装や路側線等による歩行空間の明確化	(継続)				※1
側溝や側溝蓋、グレーチングの改善		●			※2
継続的な維持管理を通じた舗装面の適切な管理	(継続)				
準生活関連経路② 市道 紺谷川明覚寺旧墓地線					
カラー舗装や路側線等による歩行空間の明確化	(継続)				※1
継続的な維持管理を通じた舗装面の適切な管理	(継続)				
準生活関連経路③ 市道 岡田駅上線					
カラー舗装や路側線等による歩行空間の明確化	(継続)				
側溝や側溝蓋、グレーチングの改善		●			※2
継続的な維持管理を通じた舗装面の適切な管理	(継続)				

※1 狹い道路の為、建物の建替え時、道路後退を指導し空間確保に努める。

※2 個人で設置した側溝又は占用許可を得て施工している側溝等については改善指導を行う。

【事業主体：施設管理者】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一 体		
その他					
適切な駐車場利用の広報・啓発	(継続)				
不法駐車車両の指導・取締り・広報・啓発	(継続)				

(3) 路外駐車場のバリアフリー化事業

岡田浦駅周辺地区においては、路外駐車場の生活関連施設への位置づけはありませんが、今後、特定路外駐車場[※]を新たに整備する際には、移動等円滑化基準に適合した整備が必要です。

※特定路外駐車場とは、駐車の用に供する部分が 500 m²以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場のことです。

(4) 都市公園のバリアフリー化事業

■都市公園のバリアフリー化事業

【事業主体：公園管理者（市）】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一 体		
りんくう南浜公園					
視覚障害者誘導用ブロックの設置		●			※1
便座の洋式化等トイレ設備の充実・改善		●			※1
オストメイト対応等バリアフリートイレの改善		●			※1
草刈等、植栽や雑草の適切な維持管理	(継続) →				
りんくう南浜 1号緑地					
園路の舗装面の改善	→				※2
草刈等、植栽や雑草の適切な維持管理	(継続) →				

※1 他事業との予算配分などを考慮しながら実施する。

※2 具体的な目標時期は定めず、長期的に検討していく。

(5) 建築物等生活関連施設のバリアフリー化事業

(仮称)西信達義務教育学校の新設計画や、西信達小学校の跡地利用、西信達公民館の今後の在り方等の検討が進められており、これら新たな施設については「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めていくことが望されます。

ここでは、住民アンケートの結果等を踏まえ、目標時期は定めずに事業を位置づけ、今後、バリアフリー化を検討する際の参考とします。

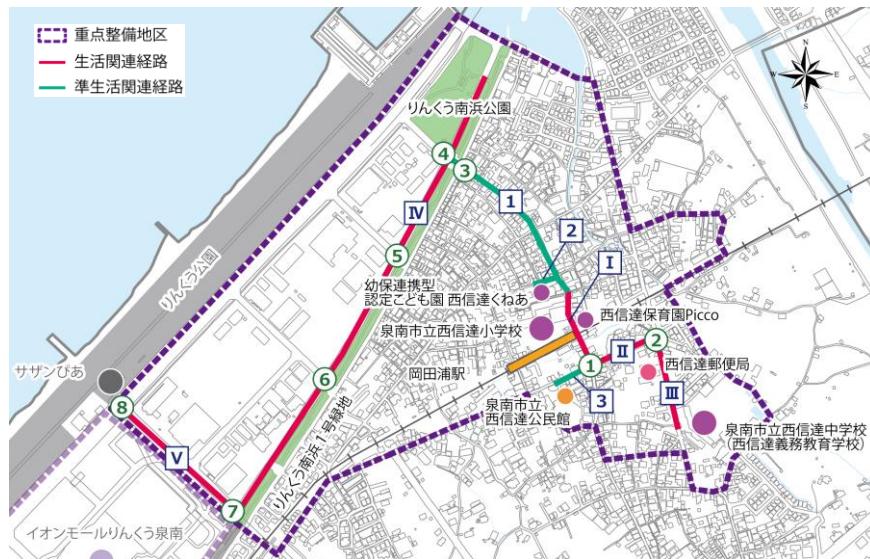
■【参考】建築物等生活関連施設のバリアフリー化事業

【事業主体：施設管理者】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一 体		
通路・垂直移動施設の整備・改善					
施設出入口の段差の改善			→		
エレベーター等昇降設備の設置			→		
出入口や階段、通路への2段手すりの設置			→		
ベンチ等休憩設備の設置・充実			→		
トイレの整備・改善					
一般トイレ・バリアフリートイレの設置・改善		→			
誘導・案内設備の整備・改善					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な位置への設置・改善			→		
点字表示の適切な位置への設置・改善			→		
音声案内や電光掲示板等、多様な手段による情報提供の充実			→		
その他					
高齢者障害者等用駐車スペース等、適切な駐車場利用の広報・啓発			→		
耳マークの掲示や筆談ボードの設置			→		
バリアフリー法の認定建築物の認定促進			→		
バリアフリー点検の継続的な実施			→		
整備されたバリアフリー設備の適切な維持・管理			→		
その他、こころのバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施			→		

(6) 交差点・交通安全設備等のバリアフリー化事業

【生活関連経路・交差点位置図】



■ 交差点・交通安全設備等のバリアフリー化事業

【事業主体：公安委員会、道路管理者、公園管理者】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一休		
交差点① (生活関連経路Ⅰと生活関連経路Ⅱとの交差点)					
横断歩道等の路面標示の維持・修繕	(継続)				
交差点② (生活関連経路Ⅱと生活関連経路Ⅲとの交差点)					
横断歩道等の路面標示の維持・修繕	(継続)				
交差点③ (準生活関連経路Ⅱの交差点)					
横断歩道の設置		→			※1
視覚障害者誘導用ブロックの改善		→			※2
交差点④⑤⑥⑦ (生活関連経路Ⅳの交差点)					
横断歩道の設置		→			※1
交差点⑧ (生活関連経路Ⅴの交差点)					
音響信号の設置		→			※3
歩行者青時間延長押しボタンの設置		→			※3
横断歩道等の路面標示の維持・修繕	(継続)				
エスコートゾーンの設置					
エスコートゾーンの設置	※視覚障害者誘導用ブロックの整備状況応じ、公安委員会と道路管理者が協議				

※1 歩行者横断指導線での設置も含め検討していく。

※2 具体的な目標時期は定めず、長期的に検討していく。

※3 必要性を示すための調査など、長期的に検討していく。

(7) バリアフリー教育事業

心のバリアフリーの取組みを実施することにより、バリアフリーに関する市民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備することが重要であるため、令和2年の改正バリアフリー法において、継続的かつ計画的に心のバリアフリーの取組みを実施するため教育啓発特定事業が位置付けられました。児童等の理解を深めるために学校の場を活用したバリアフリー教室や、住民や関係者の理解の増進等のための障害者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催等を通して、高齢者や障害者等の当事者の立場に立つことの大切さや、共生社会において必要な配慮等について理解を深め、心のバリアフリーを推進します。

■バリアフリー教育事業

【事業主体：教育委員会(市)】

バリアフリー化のための事業	目標時期			特定事業	備考
	短期	中期	一 体		
車いす利用・視覚障害者（アイマスク）・高齢者等バリアフリー体験教室の開催	(継続)		→	○	
手話・点字・盲導犬等学習の実施	(継続)		→	○	
各学年の発達段階に合わせた心のバリアフリー学習の実施	(継続)		→	○	
支援学級や支援学校、障害のある方との交流会の開催	(継続)		→	○	
障害者等を招いた講演会の開催	(継続)		→	○	

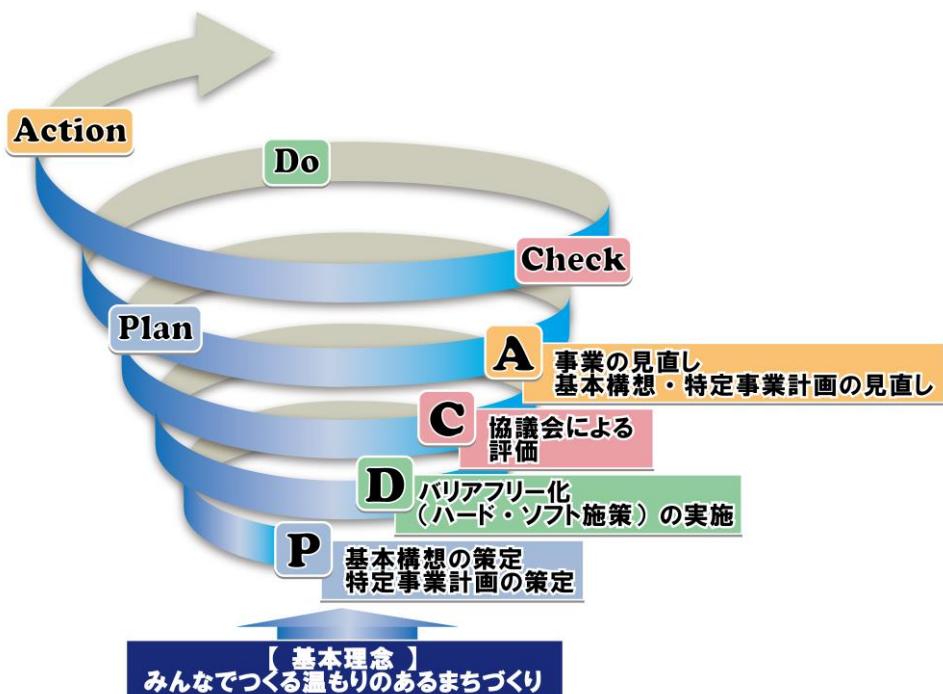
VI. 今後の取組み

1. 基本構想の進行管理・管理体制

今後、本基本構想で定めた基本理念と基本方針を踏まえ、本基本構想の中で位置付けたバリアフリー事業を中心にバリアフリー化を推進していきます。また、バリアフリー化を実現するためには、特定事業計画の作成、ハード・ソフト施策の実施を着実に図っていくための進行管理が必要です。そのためには、単に事業を実施するのではなく、事業の進捗状況等についての適切に評価をおこない、必要に応じて計画を見直すといった、段階的・継続的な改善活動の取組み（スパイラルアップ）が必要となります。

そのため、基本構想策定時に結成された協議会が中心となり、計画の策定(Plan)、事業の実施(Do)、進捗状況の把握・検証(Check)、必要に応じた見直し(Action)を行う、PDCAサイクルにより進行管理を実施し、地域住民や施設利用者等への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。

【PDCAサイクルによるスパイラルアップと進行管理のイメージ】



	令和6年度	令和7年度～	令和11年度～	令和14年度～
Plan	基本構想策定	特定事業計画作成 (各事業主体)		
Do		事業実施 (各事業主体)		
Check			中間進捗評価 (協議会)	進捗評価 (協議会)
Action			必要に応じ事業等を見直し	基本構想・特定事業計画の見直し

2. バリアフリー化の更なる拡充に向けた取組み

本基本構想は、岡田浦駅周辺地区を対象とした計画となっていますが、近年の社会情勢を踏まえ、ソフト施策等の全市的なバリアフリー化の更なる拡充に向けた取組みが必要です。

(1) 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の策定による全市的な取組み

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）は、複数の重点整備地区を包括したエリアにおいて、市域全体のバリアフリー化の方針を示し、広くバリアフリーについて考え方を共有するものであり、重点整備地区ごとに策定されているバリアフリー基本構想の上位に位置する計画です。今後、全市的な更なるバリアフリー化の促進に向け、本市においても移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を策定します。

(2) 心のバリアフリーの推進

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針では、施設において円滑な移動及び利用を促進するためには、ハード整備だけではなく、バリアフリー化された施設を利用する人による配慮や高齢者、障害者等の移動等に手助けすること等の支援が重要であり、国民の責務であると明記されています。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、以下の3点とされています。

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべて的人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市では、このような認識（心のバリアフリー）を周知するため、心のバリアフリーパンフレットの作成を検討し、「せんなん伝市メール講座」等を活用して積極的に理解を深める取組を推進します。また、各事業者や施設管理者においても、社員・職員におけるバリアフリーの意識を高める教育を充実させるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、高齢者や障害者等の多様なニーズに応える商品やサービスの提供に努める等、心のバリアフリーを推進することが重要です。

(3) 情報のバリアフリーの推進

公共交通機関や施設を利用する際の移動に関する情報は、日常生活だけではなく、非常時の安全の確保の観点からも重要です。情報を発信する際には、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、文字や音声、絵文字等のサイン、点字、多言語等の多様な手段により分かりやすく発信するなど、情報のバリアフリーに係る取組みを推進します。

(4) バスやタクシー等の車両のバリアフリー化への取組み

鉄道車両やバス車両、タクシー車両※のバリアフリー化は、本市だけでなく周辺自治体も含め、運行事業者と連携した全体的な取組みとして推進する必要があります。現在も各運行事業者によりガイドラインに基づく車両のバリアフリー化が推進されていますが、市民のみならず来訪者も快適に移動・利用できるよう、今後も引き続きバリアフリー化に取組みます。

※タクシーのバリアフリー化の一環として、UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入が推進されています。UD タクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい"みんなにやさしい新しいタクシー車両"で、誰もが普通に使える一般のタクシーです。

【UD タクシーの認証マーク】

UD レベル準 1



UD レベル 1



UD レベル 2



どのレベルでもスロープやその他車いす利用者の乗降を円滑にする設備が備えられていますが、レベルが高いほど、乗降口が広く、乗降口の地上からの高さが低い等、より利用しやすくなっています。



出典：国土交通省ホームページ

(5) 自転車利用者のマナー向上への取組み

近年、自転車と歩行者等の接触事故の報道が多くなっており、特に聴覚障害者や視覚障害者にとっては、自転車の接近が分かりにくく、自転車利用の交通ルール遵守とマナー向上が必要です。公安委員会等とも連携し、マナーアップキャンペーンや講習会、小学校等への出前講座の実施のほか、ホームページや広報、ポスター等、多様な媒体を通じた啓発活動等を積極的に展開し、自転車利用者のルール遵守、マナー向上に取組みます。



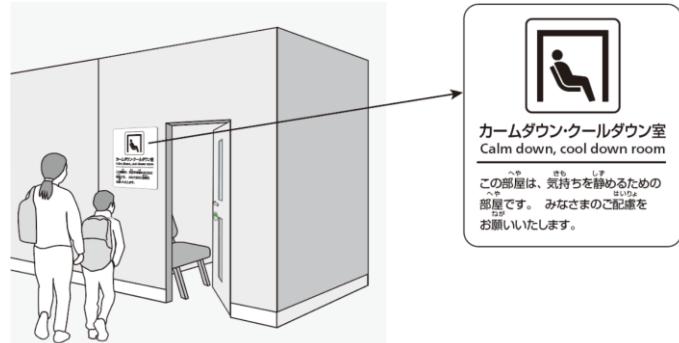
出典：大阪府ホームページ

(6) すべての障害者に対応したバリアフリー化への取組み

平成 18 年度に施行されたバリアフリー法では、高齢者と身体障害者に加え、新たに、知的障害、発達障害、精神障害のある方も含む、すべての障害者が対象となることが明確化されました。そのため、身体障害者を念頭においていたバリアフリー化だけでなく、知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応した、カームダウン・クールダウンスペース※の設置、よりわかりやすいサイン整備や接遇のあり方、心のバリアフリー等、すべての障害者に対応した取組みについて、関係機関とも連携し検討を推進します。

※カームダウン・クールダウンスペースとは、発達障害の方、知的障害の方、精神障害の方、認知症者等が、感情やストレスが高まった時に、外からの音や光、目線を遮ることで、気持ちを休ませ落ち着かせ、ストレスの軽減やパニックを回避するためのプライベートな空間のことです。また、カームダウンとは気持ちを落ち着かせることを意味し、クールダウンとは冷静になること、怒りを冷ますことを意味しています。

出典：カームダウン・クールダウンについて（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）



(7) 災害時の要配慮者への対応や、避難に対応したバリアフリー化への取組み

災害や緊急時の避難で、エレベーター等の垂直移動設備が使えない場合には、要配慮者の支援が必要となることから、災害時等における要配慮者への支援方法を検討します。また、避難所に指定されている小中学校等のバリアフリー化や、避難路のバリアフリー化、防災教育や防災研修等の実施等、災害対策への取組みを推進します。

(8) バリアフリー設備の機能分散・最適化の取組み

近年、高齢者や障害者等の社会参加、子供連れの外出機会の増加により、バリアフリートイレや障害者用駐車場等、多くの設備がある施設への利用集中が問題となっています。そのため、多様化する利用者の特性等をふまえ、「車いす使用者のための幅の広い障害者等用駐車スペース」だけでなく、軽度障害者や高齢者用に「通常の幅で施設出入口に近い駐車スペース」を設ける「ダブルスペース」の導入等、バリアフリー設備の機能集中から機能分散・最適化への取組みについて検討を推進します。

【トイレの機能分散・最適化の例】

ベビーカーが入れる便房　おむつ替えシートのある一般便房
(男性トイレ) (女性トイレ)



一般便房内
(女性トイレ)



出典：国土交通省ホームページ

(9) 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に対応したバリアフリー化への取組み

令和5年6月に「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。そのため、性的指向※及びジェンダー・アイデンティティ※の多様性に寛容な社会の実現に向け、理解増進やトイレの対応等、バリアフリー化への取組みについて検討を進めます。

※性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のことを指します。

※ジェンダー・アイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のことを指します。なお、本人のその時々の主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものとされています。

性的指向及び
ジェンダー・アイデンティティの
多様性に関する国民の理解の増進
に関する法律を知っていますか？

理解増進法は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、
等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの
基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な
社会の実現に資することを目的に、いわゆる理念法として制定された法律です。

国、地方公共団体及び事業主等は
知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされています。

「性的指向」とは？

恋愛感情又は
性的感情の対象となる性別
についての指向です。

「ジェンダー・アイデンティティ」とは？

自身の性別についてのある
程度の一貫性を持った認識を指
すものと解されています。

内閣府HPにおいて理解増進法に関するQ&Aを掲載しています。
内閣府 性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進 検索
<https://www8.cao.go.jp/nikazoshin/index.html>

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館
Tel: (代表) 03-5253-2111

出典：内閣府ホームページ

参考資料

1. 泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員名簿

令和6年12月現在

	メンバー構成	氏名	適用（役職等）	備考
1	学識経験者	佐久間 康富	和歌山大学 システム工学部 環境デザインメジャー 教授	会長
2	"	金谷 一郎	大阪経済法科大学 21世紀社会総合研究センター 客員教授	副会長
3	障害者団体代表	中尾 進	泉南市身体障害者福祉会（肢体）会長	
4	"	中谷 福美	泉南市身体障害者福祉会（視覚）副会長	
5	"	西口 勝彦	泉南市身体障害者福祉会（聴覚）	
6	"	山下 千鶴子	泉南市障害者（児）親の会 副会長	
7	"	中根 記代	泉南のぞみ会 会長	
8	高齢者団体代表	森土 正美	泉南市老人クラブ連合会 副会長	
9	地域住民代表	金永 久夫	地元区長（岡田区）	副会長
10	"	道場 和子	泉南市婦人団体協議会 会長	
11	社会福祉協議会	上山 忠	泉南市社会福祉協議会 会長	
12	公共交通事業者	西谷 興季	南海電気鉄道(株) 鉄道事業本部 えきまち計画推進部 課長	
13	"	讚井 聰	南海ウイングバス(株) 取締役 営業部長	
14	施設設置等管理者	名手 和巳	大阪府 岸和田土木事務所 尾崎出張所長	
15	公安委員会	古庄 泰則	大阪府 泉南警察署 交通課長	
16	泉南市	眞田 知彦	市民生活環境部長（公共交通）	
17	"	加渡 賢二	福祉保険部長	
18	"	伊藤 好幸	都市整備部長（道路等管理）	
19	"	川端 豊	行政経営部長	
20	"	大瀬 浩二	健康子ども部長	
	アドバイザー	野村 育代	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長	
	"	加賀田 茂史	国土交通省 近畿地方整備局 建設部 住宅整備課長	
	"	秀坂 正綱	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ 主査	

2. 泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則

○ 泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会規則

令和5年9月 28 日規則第 20 号

泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和 46 年条例第 11 号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他の協議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者等の団体を代表する者
- (3) 高齢者の団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 施設設置等管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 関係行政機関の代表者
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人、副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、市長が行う。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、バリアフリー基本構想を所管する組織において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則の廃止)

- 2 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則(平成24年泉南市規則第28号)は、廃止する。

(泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則の廃止)

- 3 泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則(平成24年泉南市規則第29号)は、廃止する。

3. 泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経過

実施時期	項目	内容
令和6年7月8日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none">●会長、副会長の選出●バリアフリー基本構想について●重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路について●アンケート調査について
令和6年10月4日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none">●アンケート調査（速報）について●まち歩き点検・意見交換会
令和6年12月25日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none">●バリアフリー基本構想（原案）について
令和7年1月頃予定	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none">●バリアフリー基本構想（素案）の公表と意見募集
令和7年3月頃予定	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none">●パブリックコメントの結果について●バリアフリー基本構想の承認

4. 心のバリアフリーの輪を広げよう

(1) 障害種別の特性

障害種別の特性を紹介します。特性を知っておくことで、心のバリアフリーの輪を広げていきましょう。

なお、この内容は障害種別の特性のすべてではありません。

出典：「障害のある方に対する心の身だしなみ」（内閣府）

※下記の URL や QR コードから、ここに掲載したマニュアルのデータにアクセスできます。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

2. 障害種別の特性

(1) 視覚障害のある方



視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えづらい方とがいます。
見えづらい方の中には、細部がよく分からず、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い（視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方）などの方がいます。また、特定の色がわかりにくい方もいます。



主な特徴

- 一人で移動することが困難
慣れていない場所では一人で移動することは困難です。
- 音声を中心情報を得ている
目からの情報が得にくいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手しています。
- 文字の読み書きが困難
文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多いです。

コミュニケーション関連

・こちらから声をかける

周りの状況が分からぬいため、相手から声をかけられなければ会話が始まらないことがあります。また、知っている相手でも声だけでは誰か分からぬことがあります。

・指示語は使わない

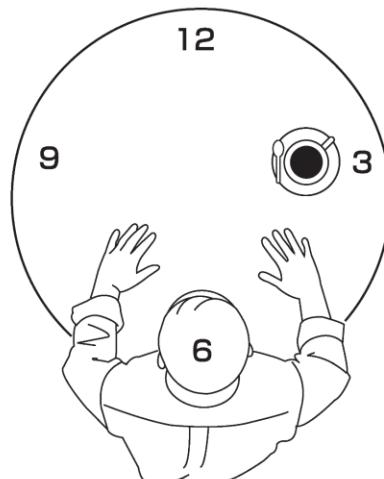
「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では「どこか」「何か」分かりません。場所は「30センチ右」、「2歩前」など、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明します。場合によっては相手の了解を得た上で、手を添え、物に触れてもらい説明します。

・点字と音声

点字は、指先で触って読む文字です。
視覚障害のある方が、必ずしも点字を読めるわけではなく、点字を使用されるのは1割で、残りの9割の方は、主に音声や拡大文字により情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上げ装置を使って音声化する方法もあります。

<時計の文字盤に見立てた説明>

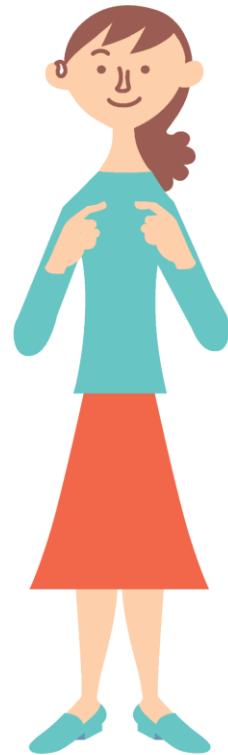
3時の方向にコーヒーがあります。



(2) 聴覚・言語障害のある方



聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方とがいます。さらに、言語障害を伴う方とほとんど伴わない方とがいます。また、言語障害のある方は、その原因によって、聴覚障害を伴う場合があります。



主な特徴

・外見から分かりにくい

外見からは聞こえないことが分かりにくいため、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがあります。

・視覚を中心に情報を得ている

音や声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手しています。

・声に出して話せても聞こえているとは限らない

聴覚障害のある方の中には声に出して話せる方もいますが、相手の話は聞こえていない場合があります。

・補聴器をつけても会話が通するとは限らない

補聴器をついている方もいますが、補聴器で音を大きくしても、明りように聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている方も多いです。

コミュニケーション関連

・コミュニケーションの方法を確認する

聴覚障害のある方との会話には手話、指文字、筆談、口話（こうわ）・読話（どくわ）などの方法があります。人によりコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法によれば良いか、本人の意向を確認します。

・指文字

指の形で「あいうえお～」を一字ずつ表すものです。未だ手話になっていない新しい単語や、固有名詞などを表すのに使います。通常は、手話と組み合わせて使用します。

・筆談

メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて伝える方法です。パソコンや携帯電話の画面上で言葉をやりとりする方法もあります。

・口話・読話

相手の口の動きを読み取る方法です。口の動きが分かるよう正面からはっきりと話す必要があります。口の形が似ている言葉は区別がつかないので、言葉を言い換えたり、文字で書くなどして補います。

（様々なコミュニケーション方法）

・手話

手指の形や動きで表現し、目で読むコミュニケーション手段です。聴覚障害のある方たちの間で自然に生まれ、国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、地方によって表現の仕方が異なるものがあります。

(3) 肢体不自由のある方



肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがあります。これらの方の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な方、立ったり歩行したりすることが困難な方、身体にマヒのある方、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う方などがあります。移動については、杖や松葉杖を使用される方、義足を使用される方、自力走行や電動の車いすを使用される方などがあります。また、病気や事故で脳が損傷を受けた方の中には、身体のマヒや機能障害に加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う方もいます。



主な特徴

・移動に制約のある方もいる

下肢に障害のある方では、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない方がいます。歩行が不安定で転倒しやすい方もいます。

車いすを使用されている方では、高い所には、手が届きにくく、床のモノは拾いにくいです。

・文字の記入が困難な方もいる

手にマヒのある方や脳性マヒで不随意運動を伴う方などでは、文字を記入できなかったり、狭いスペースに記入することが困難です。

・体温調節が困難な方もいる

脊髄を損傷された方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。

・話すことが困難な方もいる

脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい方もいます。

コミュニケーション関連

・車いすの方の視線に合わせる

車いすを使用されている場合、立った姿勢で話される上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。

・子ども扱いしない

言葉がうまく喋れない方に対して子どもに対するような接し方をしないようにします。

・聞き取りにくい場合は確認する

聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにします。

(4) 内部障害のある方



内部障害とは、内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の6種類の機能障害が定められています。

心臓機能障害は

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、ペースメーカー等を使用している方もいます。

呼吸器機能障害は

呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障害で、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している方もいます。

腎臓機能障害は

腎機能が低下した障害で、定期的な人工透析に通院されている方もいます。

ぼうこう・直腸機能障害は

ぼうこう疾患や腸管の通過障害で、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設している方もいます。

小腸機能障害は

小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいます。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害は

HIVによって免疫機能が低下した障害で、抗ウイルス剤を服薬している方です。



主な特徴

・外見から分かりにくい

外見からは分からぬいため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

・疲れやすい

障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

・携帯電話の影響が懸念される方もいる

心臓機能障害で心臓ペースメーカーを埋め込んでいる方では、携帯電話から発せられる電磁波等の影響を受けると誤動作するおそれがあるので、配慮が必要です。

・タバコの煙が苦しい方もいる

呼吸器機能障害のある方では、タバコの煙などが苦しい方もいます。

・トイレに不自由されている方もいる

ぼうこう・直腸機能障害で人工肛門や、人工ぼうこうを使用されている方（オストメイト）は、排泄物を処理できるオストメイト用のトイレが必要です。

コミュニケーション関連

・負担をかけない応対を心がける

内部障害のある方では、疲労感がたまり、集中力や根気につけるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない応対を心がけます。

(5) 知的障害のある方



知的障害のある方は、発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障害のため常に同伴者と行動される方もいますが、障害が軽度の場合には会社で働いている方も大勢います。



主な特徴

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- 人にたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいる
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
- ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す方もいる

コミュニケーション関連

- 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
一度にたくさんのことと言わると混乱するので、短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対します。
- 具体的に分かりやすく
案内板や説明資料には、漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明します。例えば大きさを伝えるときにも、「リンゴの大きさ」など具体的に表現します。
- 子ども扱いしない
成人的な場合は、子ども扱いないようにします。
- 穏やかな口調で声をかける
社会的なルールを理解しにくいため、時に奇異な行動を起こす方もいますが、いきなり強い調子で声をかけたりせず、「どうしましたか?」、「何かお手伝いしましょうか?」と、穏やかな口調で声をかけます。

(6) 発達障害のある方



発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等、脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障害を伴う場合と伴わない場合(高機能自閉症)とがあります。

主な特徴

- 外見から分かりにくい
- 相手の言ったことを繰り返す時は、相手が言ってることが理解できていないことが多い
- 遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- 相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
- 順序だてて論理的に話すことが苦手な方もいる
- 年齢相応の社会性が身についていない方もいる
- 関心あることばかり一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明

(7) 精神障害のある方



精神障害のある方は、統合失調症、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送られています。

統合失調症は

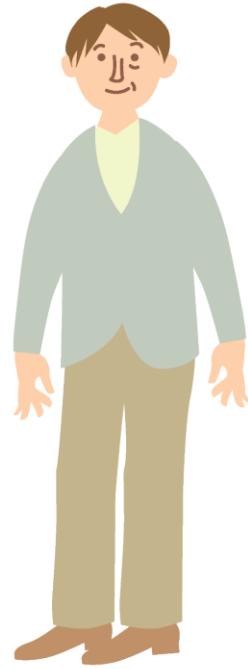
幻覚、思考障害、感情や意欲の障害など、多様な精神症状を特徴とし、現実を認識する能力が妨げられ、正しい判断ができにくく、対人関係が難しくなるなど、さまざまな生活障害を引き起しますが、薬によってこれらの症状をおさえることができます。およそ100人に1人がかかる大変身近なものといわれています。

うつ病は

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなったりして、日常生活に支障が現れます。国内の調査によると、うつ病を経験している人は約15人に1人とされています。

てんかんは

通常は規則正しいリズムで活動している大脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい電気的な乱れが生じることによって発作が現れる病気です。薬によって約8割の方は発作を止められるようになりました。



主な特徴

- ・ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいる
- ・精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い
- ・周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持つてしまう方もいる
- ・学生時代の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない方もいる
- ・気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいる

コミュニケーション関連

- ・「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明
- ・不安を感じさせないような穏やかな応対

(2) バリアフリー・ポスター・チラシ

国土交通省で作成されているバリアフリーのポスター・チラシを紹介します。ポスター・チラシの内容を知ることで、心のバリアフリーの輪を広げていきましょう。

出典：国土交通省

※下記の URL や QR コードから、ここに掲載したポスター・チラシのほか、パンフレット等のデータにアクセスできます。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html



【ベビーカーキャンペーンポスター（2024 年度）】

ベビーカーマークの普及啓発やベビーカーの安全な使用を呼びかけるためのポスターです。

【子ども用車椅子ポスター（2024 年度）】

その外観からベビーカーと誤認されてしまうことが多いため、子ども用車椅子の理解・配慮について周知するポスターです。

【座席の利用マナー向上ポスター（2020年3月）】

鉄道・バスの座席の利用について、真に必要な方が優先的に使用できるように呼びかけるためのポスターです。



【エレベーターの利用円滑化ポスター（2021年2月）】

エレベーターの利用について、真に必要な方が優先的に使用できるように呼びかけるためのポスターです。



【高齢者障害者用施設等の適正利用推進キャンペーンポスター（2024年度）】

高齢者障害者用施設等（バリアフリートイレ、車椅子使用者駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等）の適正な利用を呼び掛けるためのポスター・チラシです。

広いスペースの バリアフリートイレを 必要としている方が困っています。

必要のない方は一般トイレをご利用ください。

改正パリアフリー法では、新たにバリアフリートイレを含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。

国土交通省

ここが必要です。

車椅子使用者は、車の乗り降りに
広いスペースを必要としています。

幅の広い駐車区画を必要としない方は
一般区画に駐車しましょう。

改正パリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。

国土交通省

みんなで知ろう！ バリアフリートイレのこと

▶ バリアフリートイレとは、次のような方に使われるトイレの総称です。

車椅子使用者	発達障害など同伴が必要な人
●車椅子を回転できる広いスペースが必要	●異性が同伴で入れるトイレが必要
●便器に移乗するために手すりを使用	●見た目はわからなくても介助が必要
●おむつ交換などの介助や衣類の脱着に大型ベッドを使用	

乳幼児連れの人	オストメイト（人工肛門等保有者）
●ベビーカーで入るため広いスペースが必要	●パウチ（便をためておく装置）から排泄するため汚物流しを使用
●子供を乗せるためにペビーチェアを使用	
●おむつ替えをするために着替え台やおむつ交換台を使用	

▶ こんな困りごとがあります。

バリアフリートイレが本来必要なない人によって使用されいると、ここしか使えない車椅子使用者などが困ってしまいます。

- 男女共用のバリアフリートイレしか使えない人もいます。
- トイレ内に閉ボタンを押して外に出ると、施錠されて外から開けられなくなってしまうことがあります。
- 大型ベッドやおむつ交換台がたままれていないと、車椅子使用者などが出入りできないことがあります。

▶ 機能分散が進められています。

●車椅子使用者用トイレへの利用集中を防ぐため、オストメイト対応設備が必要な方や乳幼児連れの方のための設備を一般トイレ内へ分散させる取組が徐々に進めています。

（トイレの機能分散化の整備事例）
オストメイト対応設備
乳幼児連れ用設備

提供：東京都
提供：大阪市高速電気鉄道（株）

発行：国土交通省総合政策局/パリアフリー政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111

エレベーターを必要としている方に ゆずりましょう。 ～優先利用にご協力ください～ Please cooperate by allowing priority access.

お先にどうぞ。

↓↑

車椅子の方	歩行支援機器の方
高齢の方	室内障害のある方
おむつ交換の方	ベビーチェアの方
車椅子使用者の方	ヘルプマーク
妊産婦の方	マタニティマーク

改正パリアフリー法では、新たにエレベーターを含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。

国土交通省